

第4章 基本方針

本章では、旧齋藤氏別邸庭園の整備事業を実施する上での基本方針として、公開活用に関する方針と、整備に関する方針を示す。

まず前提として、第3章3-1で述べた本施設の文化財としての価値（本質的価値）とそれを構成する諸要素を適切に保存・継承し、保存と活用の両立をはかることが、本計画の最終的な目的であることを改めて確認しなければならない。ともすれば、活用を優先するあまり、価値の保護への配慮が不十分となる傾向があるためである。

旧齋藤氏別邸庭園は、新潟市によって公有化されて以降、一般公開と市民のための活用に寄与してきた。しかしながら、近年の来訪者の急増と、これに伴う見学マナーの相対的な悪化が、庭園や建造物に新たな弊害をもたらし始めていることも事実である。これが個人の別邸として計画されたものであり、もとより多数の訪問客を一度に受け入れることを想定されていないことは、留意すべきである。本来の用途を逸脱した過剰な使用は、とりわけ庭園といった生きている文化財に対しては、取り返しのつかない大きな損失ともなりかねない。そのため、常にモニタリングを継続しつつ、慎重かつ柔軟な計画を立てることが必要である。

4-1. 公開活用に関する方針

旧齋藤氏別邸庭園の公開活用は、以下に示す方針に基づき、文化財と公共施設といった両観点から、総合的かつ継続的に検討を行い、常によりよい方法の模索を続けることが重要である。周辺環境や気候、訪問者の状況等、多くの変動する要素がこれに関連するためである。

(1) 保存と活用の両立と相互作用の推進

- ・ 保存が活用に寄与、活用が保存に寄与する方法の検討
- ・ 本質的価値を損なわない柔軟な公開方法

(2) 庭園をめぐる自然環境と歴史をふまえた価値の継承

- ・ 固有の風景、体験、歴史を継承した活用
- ・ 過度に歴史的背景を無視した利用を控え、固有の資源を総合的に活かした活用

(3) 生きている文化財としての回復力の尊重

- ・ 庭園の負荷を考慮し、養生やその他対処による回復の促進
- ・ 庭園の回復と公開活用方法の柔軟な連携

4-2. 整備に関する方針

旧齋藤氏別邸庭園の整備は、以下に示す方針に基づき、その本質的価値に関連する諸要素を適切に保護しながら顕在化し、利用者の安全に加えて、文化財保護への理解を促進するものが望ましい。庭園の植栽管理や建造物の修理等を通じて、職人育成等の伝統技術継承も視野に入れる。

(1) 庭園の連続性と重層性の保存

- ・ 齋藤家別邸時代の庭園構成を主体としつつ、各時代の所有者による改変についても評価する
- ・ 各時代の作庭痕跡を保存し、連続性、重層性を表現する

(2) 新潟砂丘地形を活かして造営された近代和風庭園の地割の保存

- ・ 地形の適切な保存とその特質を活かした地割の構成を継承し、質の高い庭園空間を維持する
- ・ 砂丘地形の特色と建造物の一体的な配置を保存する

(3) 自然主義を基調とした庭園の近代性と作庭技術の一体的な保存

- ・ 自然主義の様相の適切な保存と顕在化を目指し、適切に整備する
- ・ 近代和風庭園の作庭技術及び文化財庭園の保存技術、維持管理技術の継承を目指す

(4) 新潟に造営された庭園の地域性の保存

- ・ 立地環境や庭石、アカマツ等の材料にみられる地域性を顕在化し保存する

(5) 建造物の価値をふまえた適切な保存

① 近代和風建築の空間と意匠

- ・ 数寄屋風の近代和風建築の空間性を顕在化する
- ・ 銘木等を用いて凝らされた意匠を材料を含め保存する

② 建築技術にみる近代性

- ・ 小屋裏や天井裏に隠された構造補強等の技術的要素を保存する
- ・ 高い天井や細い柱、広い柱間といった開放性を支える技術的側面を整備する

③ 庭園との調和と一体性

- ・ 庭園に対して大胆に開放された空間的特徴を顕在化する
- ・ 庭園内の小さな建物の自然との調和を尊重する

④ 新潟の繁栄を物語るもてなしの空間

- ・ みなとまち新潟の街並みや建築的特徴を整備する
- ・ 迎賓のために整えられた空間演出を適切に表現する

第5章 公開・活用計画

5-1. 公開・活用に関する計画

第3章における各課題と第4章における方針等をもとに、旧齋藤氏別邸庭園の価値を適切に保存し、将来にわたり公開・活用していけるよう、具体的方策とそれらを実現させていくための中長期の過程で行うべき内容を検討する。また、このような具体的方法と関連した動線のあり方についても、庭園及び建造物の本質的価値を有する景観や場面展開を考慮し検討する。

旧齋藤氏別邸庭園は、これまでの公開における来館者や元々の個人住宅としての規模を超えた団体利用やイベント利用の累積から、芝生の裸地化・建具類の摩耗など、庭園と建造物ともに劣化・破損が確認される。特に、繁忙期や団体利用では、一時的に大人数を収容するため、庭園や主屋内のすれ違い等で上記の破損に繋がっていると考えられる。また、観光バスなどによって団体客が来館した際に、庭園と主屋で数グループに分割し誘導を行わないと、施設に収容できない等の問題点もある。公開当初は地元の方の利用が主だったが、知名度が上がり、様々な国や市外からの来館者が増え、文化財の保存と活用の両立が図れなくなってきた。

文化財庭園は生きている記念物であり、このまま芝生や苔などの損傷・損耗が進み、保存と活用の均衡が崩れれば、庭園としての価値を失うおそれがある。庭園の主要な構成要素は木本類や草本類の植物であるため、損耗の要因を抑制できれば、自然と状態が回復することも期待できる。そのため、本質的価値の継承、万全の保護と公開活用の促進をはかる観点から、庭園や主屋の適切な収容力を調査研究し、長期や一時的な利用の人数を上手にコントロールする具体的方策を、市の関係各課との調整をふまえ、継続して検討を行っていく。

(1) 庭園収容力検証

旧齋藤氏別邸庭園の庭園部分の収容力を算定するための手法や今後の公開活用のあり方、庭園の回復方法などの検討に要する大まかな数値目安を確認するために、近藤三雄氏の「公園芝生地収容力に関する研究」（以下、収容力研究という）を参考に、検証した。当研究では、芝生の踏圧強度の算定にコウライシバで実験を行っており、芝生地における利用者の行動特性や収容力の算定には新宿御苑における実地データを使用している。したがって、旧齋藤氏別邸庭園と新宿御苑では行動特性など異なる観点があるため注意が必要である。より正確な数値を求める場合は実地データの収集や計算方法等の修正を行うことが求められる。

収容力研究では、適正収容力、標準収容力、限界収容力の3つが定義されており、新宿御苑の実地データから面積と収容人数の数値データが求められている。旧齋藤氏別邸庭園では文化観光交流施設として公開、活用されていることから、標準収容力を用いるのが妥当であると考えられる。

表 5-1 収容力の定義

種別	定義	容量	
適正収容力	芝生の健全な生育を損なうことのない収容力	22.4 m ² /人	4.5人/100 m ²
標準収容力	利用者数を最大限に許容できる収容力	15.69 m ² /人	6.4人/100 m ²
限界収容力	芝生がかなり損耗し、これ以上の利用者数があれば、やがて裸地化を呈する	10.46 m ² /人	9.6人/100 m ²

旧齋藤氏別邸庭園の飛石及び芝生地を含む来館者が移動出来る面積は約 600m²あり、標準収容力の容量から旧齋藤氏別邸庭園の庭園における収容人数を計算すると、表 5-2 の通りとなる。

表 5-2 旧齋藤氏別邸庭園における収容力

種別	収容力
適正収容力	27人/日
標準収容力	38人/日
限界収容力	57人/日

旧齋藤氏別邸庭園の来館者数は表 5-3 の通りであり、一日当りの来館者数と標準収容力を比べると 3 月から 11 月は標準収容力、更には限界収容力を上回る人数が来館していることが分かり、庭園に対する損耗が蓄積しやすい状況であることが考えられる。

表 5-3 庭園収容力計算表 (参考)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
一月当りの人数	667	863	1,679	1,775	3,349	2,379	2,228	2,418	2,701	4,450	7,204	787
一日当りの人数	25	33	64	68	128	91	85	93	103	171	277	30

赤字：標準収容力を上回る人数
 一月当りの人数は過去 4 年間の平均人数 (標準偏差を考慮して計算)
 一日当りの人数は一月当りの人数 ÷ 26 日で計算

これらの検証の結果から、標準収容力を下回るのは 12 月から翌 2 月までの閑散期 (冬季) のみであり、この期間は庭園に人をいれても問題ないと考えられるが、新潟市内では降雪のため、庭園に入れなくなる時期と重なっている。10 月から 11 月に庭園を封鎖すれば、庭園回復にとって一番効果が出ると予想されるが、紅葉シーズンであるため、来館者からの不満・苦情で管理業務に支障をきたすことが懸念される。

(2) 方策案

旧齋藤家別邸は公共の施設であるため、以下の観点を前提条件としながら、庭園収容力検証で得られた知見を考慮し、具体的な方策を検討していく。

- ・ 公開、活用方法が名勝における本質的価値の保存に有益であること
- ・ 来館者の満足度が著しく低下しない、もしくは満足度を維持できる公開、活用方法であること
- ・ 来館者が特別に不公平を感じないと考えられる公開、活用方法であること
- ・ 公開、活用方法が来館者及び管理者にとって安全であること
- ・ 予算確保の観点から、歳入を維持できること

現状の公開状況では来館者数が旧齋藤氏別邸庭園の庭園における収容力を上回っており、何らかの方策により人数の制限もしくは行動のコントロールを行う必要がある。現状考えられる方策は以下の通りであり、それぞれの長所、短所をまとめる。

① 公開における方策

庭園における現在の課題箇所を整備後も継続して良好な状態で維持していくためには、公開方法の工夫が必要と考えられる。主な方策としては、生きている記念物として、庭園を回復させる期間（以下、回復期という）を設ける。具体的には、利用料金の値上げにより、庭園保護の観点から、過度な来館者の抑制を期待する方法と、庭園の利用制限による劣化箇所の養生が有効と考えられ、今後も継続して検討していく。

表 5-4 公開における方策案

検討案	方法	庭園保存に関する長短	
		主な長所	主な短所
観覧料の値上げ	①一律に値上げ	・ 来館者の減少により、庭園や建物にかかる負荷の軽減が期待される	・ 文化の日無料公開などの得日の来館者が現在より増えることが懸念される
	②庭園別料金設定	・ 庭園回遊の人数減少により庭園にかかる負荷の軽減が期待される	・ 主屋の人数が集中することが懸念される ・ 団体利用時の工夫が必要
	③季節料金設定	・ 高い料金を設定する時期の来館者の減少により庭園や建物にかかる負荷の軽減が期待される	・ 来館者によっては不公平を感じる可能性がある
庭園の利用制限	①完全非公開	・ 庭園の回復に専念できる	・ 庭園が回遊出来ない等の苦情が懸念される ・ 回遊式庭園であるため本質的価値の継承等の観点から望ましい公開方法の慎重な検討が必要
	②場所によって非公開	・ 庭園を公開しつつ、養生を行うことができる	・ 部分的に管理施設が必要 ・ 動線が公開場所により変化する
	③季節によって非公開	・ 繁忙期の制限や長期による養生が可能のため、庭園回復の効果が期待される ・ 事前に周知することが可能	・ 鑑賞上優れた時期に回遊できない等の苦情が懸念される
	④天候によって非公開	・ 庭園の負荷が大きい荒天時の制限ができる	・ 天候の具合や変化により切り替えの判断が難しい ・ 事前の周知が困難 ・ 荒天時のみの制限では現状と同様なので、著しい効果は期待できない

② 活用における方策

庭園の破損原因の一つとして、本来の庭園鑑賞方法を逸脱した利用にある。これは、庭園文化との馴染みが薄い来館者や、外国の文化の違いに起因していると考えられる。そのため、庭園を保護する方法として回復期を設ける他に、庭園の各工作物や飛石などの利用方法や意味等の庭園における所作や文化を、適切に伝えることが有効である。主な方策としては、案内板・サインの工夫、資料の配布・説明、ガイドの配置等が考えられ、今後も継続して検討していく。

また、来館者への庭園見学の作法やマナー、意識向上を目的とした事前の説明または資料配布などについては、すぐに実施可能であり、庭園の劣化を少しでも抑制するためにも早期の実施が望まれる。

案内板やサインについては、後述する案内・解説施設及び管理施設に関する計画の方針により実施していく。

表 5-5 活用における方策案

検討案	方法	庭園保存に関する長短	
		主な長所	主な短所
運用面での工夫	①案内板・サインの工夫	・景観に配慮した統一感のある施設を配置すれば眺望への影響も少なく効果が期待される	・数量、設置箇所について効果と景観の両側面から検討が必要
	②庭園の利用方法資料等配布	・庭園の改変や付加がなく、破損等を軽減できる	・読まれないと効果がない
	③ガイドの配置	・庭園の改変がなく監視できる ・保存だけではなく解説や案内等への活用も考えられる	・継続した人員の手配が必要

これらのどの方策にもデメリットが存在するが、他の案と複合して実施することやデメリットを解消する手段を実施することで解決可能な場合もあると考えられる。また、このような方策は今後も継続して検討を行い、内容の修正や、さらなる良案の追加など柔軟な対応が望まれる。以上のメリット、デメリットを関係各課との調整をふまえた上で、本質的価値の継承、万全の保護と公開活用の促進を図る観点から複合的かつ総合的に検討し、必要に応じて最も効果的な方法を柔軟に選択し、庭園を回復させる方策を実施する。

5-2. 動線計画

(1) 本質的価値を有する空間体験を考慮した動線の検討

① 主屋と主庭における空間体験の考察

第3章の視点場と眺望で述べたように、玄関からの一連のシーン展開であるシーケンス1は、庭屋一如の空間性が表現されている。このことから本来、1階大広間を主とした沓脱石から主庭に出ることが意図されていたと考えられる。また、離れがあった時期には東の庭門から主庭に出る経路も使用していたと考えられる。

庭園の回遊方向については、1階大広間の沓脱石を起点とする時計回り、池泉東の石橋に敷設された橋杭形灯籠の正面が南を向き、その石橋から斜面上部の春日形、池泉の雪見形、斜面下の般若寺形の各灯籠が一体的な景観を構成し、石橋の大きさが北になるほど小さくなる点を考慮した反時計回りの二通りの回遊方向が想定される。これら二通りの回遊方法は、どちらか一方の方向を設定していたのではなく、離れがあった時期には、1階大広間から主庭に出て時計回りに回遊する方法と、離れから庭門を通過して反時計回りに回遊する二通りの方法を、主屋や離れの使用方法により選択し、どちらでも回遊できるような、多様な庭園の楽しみ方を計画していたと考えられる。

② 主庭への出方の検討

上記の空間体験の考察と公開・活用上の様々な課題をもとに主庭への出方を検討する。現状では、来館者は中庭を通り主庭へ移動する動線となっており、庭門は事実上バックヤードとの境界の役割をしているため、動線としては利用していない。しかし、中庭もバックヤードとしての性質が感じられ、主庭に出るためには狭い通路を通り、西側の石橋手前が出るため、高低差のある庭園の全体像が把握しづらい。旧齋藤氏別邸庭園の空間体験の価値を保存継承する観点から言えば、中庭を通すのではなく、沓脱石から主庭に出る方が望ましい。

しかし、1階大広間の沓脱石がある縁側には意匠の凝った細い部材による高欄が設置されているため、この沓脱石から来館者を主庭に誘導する場合、特に繁忙期や団体利用時などには人の往来による部材の破損が懸念される。また、1階大広間より西側には主要な視点場が多数存在するため、鑑賞者の妨げになる可能性が高い。保全部分である東の間縁廊下にも沓脱石が設置してあり、この場所からでも大広間からほどではないが、庭園に出る良好な空間体験が感じられる。沓脱石を使って主庭に出る場合は、部材の破損リスクや鑑賞者の妨げを考慮し、東の間縁廊下の沓脱石から主庭に出る方法が妥当であると考えられる。

この方法は、草履等、庭園景観に配慮した外履きを用意し、庭園散策を体験してもらうことで、庭園体験の雰囲気作りとしても作用する。また、外履きの数を一定数に設定し、一度に庭園に出られる人数を制限することで、大量の外履きを準備する必要がなく、すれ違いによる裸地化などを予防し、庭園の保護の措置としても機能することが期待できる。ところが、実際に1階大広間や東の間縁廊下の沓脱石から出るには、来館者が自身

の靴をビニール袋などに入れて持ち運ばなければならない。その場合、衛生面の心配や手荷物の増加、施設の破損に繋がる恐れが出てくる。また、東の間縁廊下と沓脱石の上面とはかなりの段差があり、見学者の安全に配慮した工夫が必要である。

実際この方法を採用すると、多人数には対応できないため、現在の状況のままでは、人数制限への理解を得ることは難しい。

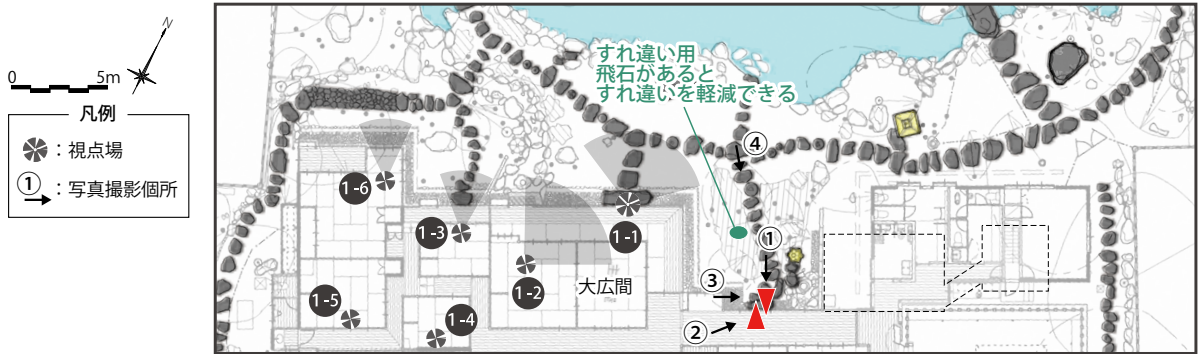


図 5-1 庭園へのお出方検討箇所



写真 5-1 ①正面からみる検討箇所



写真 5-2 ②廊下からみる検討箇所



写真 5-3 ③横からみる検討箇所



写真 5-4 ④園路からみる検討箇所



写真 5-5 事例 1 (北方文化博物館新潟分館)



写真 5-6 事例 2 (京都詩仙堂)

(2) 動線計画

第3章で抽出した動線に関する課題と前項で検討した主庭への出方及び空間体験を考慮し、具体的な動線計画を検討していく。また、公開方法についても継続して検討していくため、それらと併せて動線についても柔軟に対応していくことが望まれる。図5-2に示すように動線の種類は①見学動線、②主庭に出るための動線、③特別公開を検討する動線、④利用時動線、⑤管理動線に分類される。これらの特性や関係に応じてそれぞれ検討した。

① 見学動線

来館者が通常回遊する動線である。池泉芝庭、砂丘斜面、茶庭を回遊するルートである。待合前の斜面にある加賀田家時代の石段は急傾斜であり、不陸も大きく、視点場も存在しないため、非公開とした。茶庭における層塔の解説などにボランティアガイド等が層塔の前まで来館者を案内する場合があるので、芝庭の劣化を防止するため簡易な通路を設けることとする。

② 主庭に出るための動線

前項で検討したとおり、主屋から主庭にでるには中庭を通る方法と、沓脱石から出る方法がある。しかし、どちらも課題がある状況である。現状では、管理における利便性の観点から中庭を主な動線と設定するが、閑散期等の来館者が少ない場合は沓脱石からの動線も対応可能であるため、積極的に活用することが望まれる。また、どちらか一方に限定した動線にしてしまうと、旧齋藤氏別邸庭園の価値が埋没する恐れがあるため、継続して方法を検討しつつ柔軟に方法を選択し、多様な空間体験を提供、継承するよう努めていく。

③ 特別公開を検討する動線

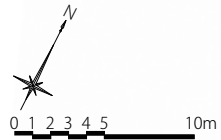
四阿から滝の上部に達し流れを渡り茶室に着く動線である。加賀田家時代に造作された石段であり急峻であるが、動線上には特徴的な石組みや流れを上から望む独特な視点場が存在する。現在は安全面の観点から非公開とし、今後も通常は非公開とする。しかし、視点場が存在することや滝上部から流れを望む景は他の視点場にはない特徴ある眺望である。そのため、特別公開など来館者の行動をコントロールでき、安全面に配慮できると判断可能な場合は公開を検討する動線と位置付ける。また、滝上部は出水口が見えてしまうため、その点を考慮する必要もある。

④ 利用時動線

主玄関は近代和風建築の造形からバリアフリー対応が困難であるため、東門から南東管理用地のスロープを利用し主屋に入る動線である。また、東門（通用門）は搬入口としても利用する。

⑤ 管理動線

特に南東及び北西の管理用地に接続する動線である。その他の動線についても管理動線として併用するため、庭門を出て東側を迂回するルートは明確に管理動線として位置付け、資材置き場に来館者が近づくことを防止すると同時に管理者との交差に配慮し設定した。



凡例

- : 見学動線
- - - : 主庭に出るための動線
(公開活用方法と併せて継続的に検討していく箇所)
- - - : 特別公開を検討する動線
- : 利用時動線 (バリアフリー)
- : 管理動線
- : 視点場
- 1 : 視点場番号

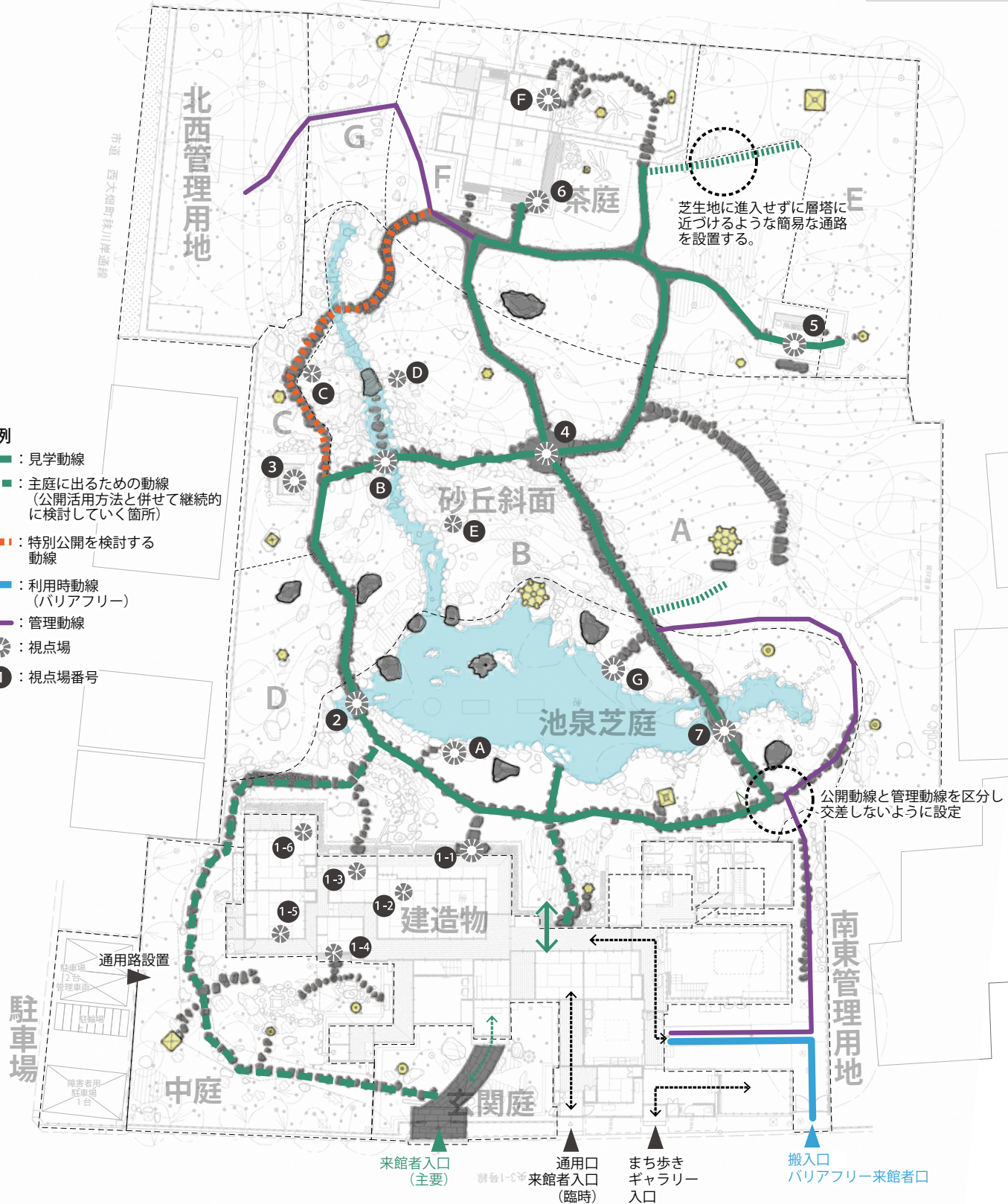


図 5-2 庭園動線計画図

第6章 整備基本計画

6-1. 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

旧齋藤氏別邸庭園は、自然主義を基調とした作庭を施し、庭園と建造物が一体化した新潟県を代表する近代和風庭園である。本計画では本質的価値をふまえて、次のように庭園及び建造物の整備における方向性を定め、これにより第3章で抽出した課題に対する整備方法を検討していく。

①庭園の連続性と重層性の保存

本庭園は、堀田楼から新潟市の公有化に至るまで、島清館、島村医院、齋藤家、連合国軍、加賀田家のように、所有者や使用者の変更が生じたが、各期の所有者が前時代の姿景に重層的に手を入れ、存続したものである。以上から、各時代の変遷を適切に評価して整備を行うことを基本的な考え方とする。

②新潟砂丘の地形を活用して造営された近代和風庭園の地割の保存

本庭園は、砂丘地形の高低差を利用して庭園が構成され、建造物群とも渾然一体の空間として造営されている点に地割の完成度の高さが認められる。以上の特色をふまえ、本計画では、旧齋藤氏別邸庭園の地割を、建造物群とともに保存するために適切な方法で整備を行う。

③自然主義を基調とした庭園の近代性と作庭技術の一体的な保存

本庭園は、近代を代表する庭師、2代松本幾次郎とその弟の松本亀吉によって作庭された事例であり、随所に自然主義の作庭意図が込められている。したがって本庭園の整備においては、自然主義という本庭園の特色を第一に、砂丘地形と秩序だった地割を保存する。

④新潟に造営された庭園の地域性の保存

旧来の砂防林を庭園植栽に生かし、砂丘と砂防林といった近世以来の新潟の郷土景観を名残としてとどめており、庭石は海老ヶ折石、安田御影、佐渡石白を多用し、新潟の地域性が強く発揮された庭園である。このことをふまえ、本庭園の整備においては、新潟の地域性を色濃く表出する構成要素を適切に保存しつつ、構成要素の更新においても、新潟の地域性を基本とした素材の選択に努めることとする。

⑤ 建造物の価値をふまえた適切な保存

四季折々変化する庭園の美しい景観を眺めるための空間として、庭と一体的に計画された主屋をはじめとする複数の建造物について、それぞれの建物、及び各部屋の本来の機能や空間性を歴史的・文化的観点より正当に評価し、その価値を損なうことのないよう、適切な整備を行う。

(2) 整備の優先度と対応

旧齋藤氏別邸庭園はすでに公開・活用がなされている文化財である。文化財保存を優先すると公開活用上の支障が発生したり、公開・活用を優先した場合、文化財の本質的価値の継承、保護等の対応が遅れてしまうことが懸念される。

第6章6-2.「庭園修復に関する計画」と6-3.「建造物修理に関する計画」の各整備項目において、以下の種別をもとに優先度と対応方法を決定した。また、優先度については、整備期間中の庭園と建造物の保存管理や公開・活用の問題等を総合的に検討し判断する。

また、実際の工事における順番は、実施範囲や工種、調査の必要性など様々な要因が関係するため、これらを総合的に検討し、判断していく。

表 6-1 整備における優先度

優先度	設定
A	本名勝の本質的価値の継承、万全の保護及び公開・活用の促進等をはかる観点から、早期に対処すべきと考えられる課題における整備内容
B	当該問題があることで、庭園の本質的価値が滅失あるいは著しく低下するものではないが、価値の顕在化、万全の保護及び公開・活用の促進等をはかる観点から、解決しておくことが望まれる課題における整備内容
C	本名勝の本質的価値の顕在化、万全の保護及び公開・活用の促進等をはかる観点から、現時点では大きく影響をおよぼさないと考えられる課題における整備内容
R	特に建造物において、現状では整備工事の対象ではないが、本質的価値の継承、万全の保護及び公開・活用の促進等をはかる観点から必要と認められる調査項目

* Rについては調査結果により整備工事を行う必要がある。

表 6-2 課題における対応の種別

対応	設定
通常管理	地割及び地形の維持や公開・活用のための動線確保等のための清掃、植栽の維持管理あるいは育成管理のための剪定、低木あるいは中高木の伐採、庭園の日常的な管理で対応が可能なもの
整備工事	地割及び地形の維持や公開・活用、安全の確保に関わる比較的規模の大きな処置や工作物の設置など、現状の姿を整備という手立てで対応するもの。また、価値の顕在化及び化学的な処置など文化財保存に対応するもの

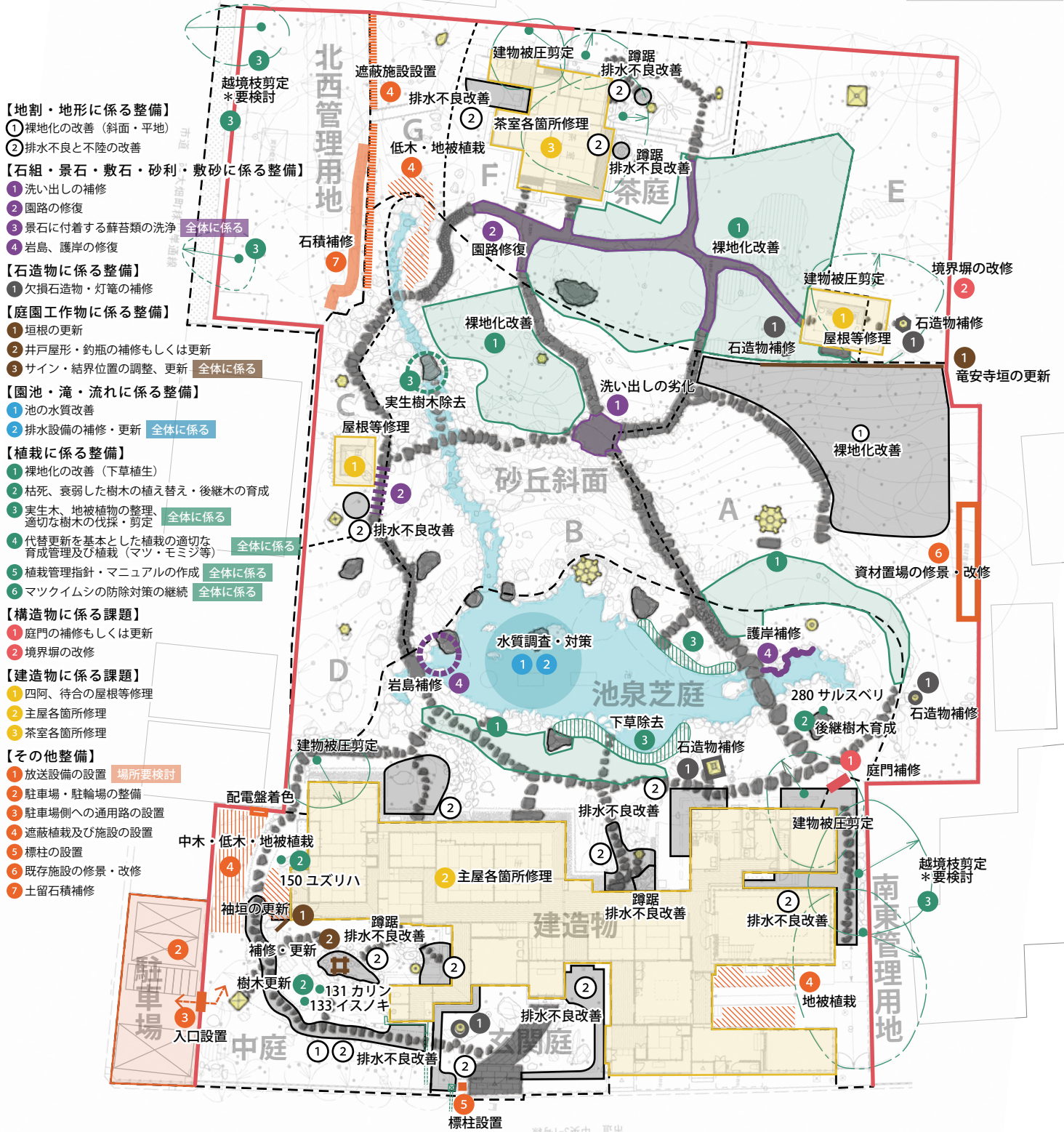
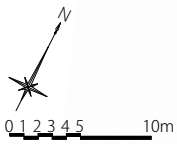


図 6-1 整備全体計画図

(3) 庭園地区区分と整備の目標

本計画では、「保存活用計画」に示された「区域の設定」(p.120)をふまえ、①玄関庭地区、②中庭地区、③池泉及び芝庭地区、④砂丘斜面地区、⑤茶庭地区のほか、庭園としての性格ではなく、バックヤード、サービスヤードとしての観点から、⑥南東管理用地地区、⑦北西管理用地地区の7地区に区分し、それぞれの区域について、整備の目標を定める。

【地区区分】

- ・ 玄関庭地区：表門から主屋玄関に至る前庭
- ・ 中庭地区：主屋の西南に展開する中庭
- ・ 池泉及び芝庭地区：主屋北の芝庭と池泉
- ・ 砂丘斜面地区：竹林、マツ類やモミジ類、常緑樹林等の斜面地
- ・ 茶庭地区：砂丘台上の茶室と茶庭
- ・ 南東管理用地地区：屋敷南東の管理用入口から門に至る通路、増築棟南の空閑地
- ・ 北西管理用地地区：庭園北西部の平坦地

【整備の目標】

① 玄関庭地区

- ・ 旧齋藤氏別邸庭園の表玄関の前庭に相応しい、格式を重視した景観の維持
- ・ クロマツとモッコクの枝葉により、透けた天蓋を形成した空間性の創出

玄関庭地区は、庭園の外部（白壁通りからの景観等）に対しても庭園としての意味を持ち、来訪者が最初と最後に見学するという、旧齋藤氏別邸の印象を決定づける重要な場といえる。

② 中庭地区

- ・ 海をともなう井筒や蹲踞を中心とした露地的な空間性の確保
- ・ クロマツ、モッコクによる敷地外への良好な沿道景観を提供しつつも、重くなりすぎない樹冠の形成
- ・ 特徴的構成樹種（カリン、ザクロ）の育成

主屋西南の座敷前には、井筒や司馬温公形に似た手水を配した蹲踞があり、建築外装の網代張りも考慮すると煎茶的な様相の濃い空間性を持っている。植栽では、カリンやザクロが存在し、子孫繁栄や吉を呼び込むことを意識した庭とも考えられている。また、塀際にはクロマツとモッコクが植栽され、敷地外へも良好な緑の景観を提供している。

③ 地泉及び芝庭地区

- ・ 砂丘斜面をパノラマ的に見渡せる開放的な空間性の維持
- ・ 本庭園の枢要な構成要素であるサルスベリの育成
- ・ 池泉護岸石組、景石等の地物地割を効果的に表現できる下草の育成
- ・ 池泉護岸及び岩島の適切な保存
- ・ 水質の維持に関する継続的な調査と対策

本地区は、主屋前の開けた芝庭と池泉とで構成される地区であり、本庭園の主要構成をなすエリアのひとつである。齋藤家時代には、芝庭には飛石園路はなく加賀田家時代のものと考えられるが、公開・活用上、芝生を維持するため、飛石園路を観覧動線に位置付けることを基本とする。

④ 砂丘斜面地区

本地区は園路等で区分された斜面がそれぞれまとまった性格を有するため、A区：斜面東側の樹林地、B区：滝石組や溪流、及び齋藤家時代の園路を含む斜面地、C区：四阿及びその周辺や背後の樹林を含む斜面地、D区：斜面西側の竹林について整備の目標を定める。

A区

- ・ 周辺環境に対するバッファゾーンとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成
- ・ 主屋や芝庭から庭園を望んだ際に背景となる緑の創出

A区は、行形亭に隣接した斜面地であり、現在では、特に芝庭から見えてしまう行形亭の建物群をある程度遮蔽する役割を担っている。また、塀際には小屋が設けられ、資材等をストックする場としても利用されている。台地上の待合から主屋方向への景観はやや眺望が阻害されているものの、主屋の南側一帯の都市化による高層建築の林立をふまれば、ある程度厚みのある樹林空間として維持することが必要と考えられる。

B区

- ・ 庭園の本質的価値を有する滝石組、溪流、景石、飛石、園路の適切な保存
- ・ 自然主義を基調としたモミジ類とマツ類を主要構成樹種とする美林の維持
- ・ 林床にコケが広がる樹林の明るさの創出

B区は、滝石組や溪流、及び齋藤家時代の園路を含み、植栽も砂丘時代のマツと齋藤家時代のモミジの疎林とが調和し、自然主義という本庭園の作庭意図がもっともよく発揮された場である。

C区

- ・ 周辺環境に対するバッファゾーンとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成

C区は、四阿及びその周辺や背後の樹林を含む斜面地である。現在では、庭園の外周樹林としての役割を担っている。

D 区

- ・ 隣地に対するバッファゾーンと庭園の構成要素としての観賞性とを兼ね備えた竹林の形成

D区は、斜面西側の竹林である。明治期の「堀田楼真景」でも竹林であった場所であり、現在では庭園の観賞性の高い樹林として役割を担っている。

⑤ 茶庭地区

本地区は、茶室と待合を含む茶庭本体の平場園地、及び外周の樹林地によって構成された地区である。本地区も、E区：庭園北東の樹林地、F区：茶室と待合を含む茶庭本体の平場園地、G区：茶室西側の樹林地、と3つの小地区に細分し整備の目標を定める。

E 区

- ・ 周辺環境に対するバッファゾーンとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成
- ・ 重要な構成要素である層塔を見せる、暗くなりすぎない樹林の維持

E区は、行形亭に隣接し、行形亭の建物群をある程度遮蔽する役割を担っており、砂丘斜面地区のA区と一体化した樹林管理を行うことが必要と考えられる。

F 区

- ・ 芝生の広がる開放的な平場園地の形成
- ・ 根上がり松の適切な保存による茶庭空間の継承

F区は、若干コケが広がっている平場園地と、茶室の内露地の構成を有する。この平場園地は、文献資料から芝生園地であった可能性が考えられ、E区の樹林管理とあわせて芝生が広がるような空間を目指す。

G 区

- ・ 周辺環境に対するバッファゾーンとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成

G区は、砂丘斜面地区のC区と連続した樹林地として整備を行うこととする。

⑥ 南東管理用地地区

- ・ 庭園や建物の公開活用を支援するサービスヤードとしての維持
- ・ 機能的で管理しやすい場の創出

本地区は、身障者のためのスロープが設置され、植栽管理等において管理動線として使用される場所である。

⑦ 北西管理用地地区

- ・ 庭園や建物の公開活用を支援する管理拠点としての維持
- ・ 庭園空間からは視認されにくい植栽によるバッファゾーンの形成

本地区は、庭園管理に使用する道具類、資材等を収納した小屋が置かれ、剪定枝等のストックヤードとして使用される場所である。また、周辺は樹林であり、庭園空間とは一定程度の遮蔽植栽を維持する必要がある。

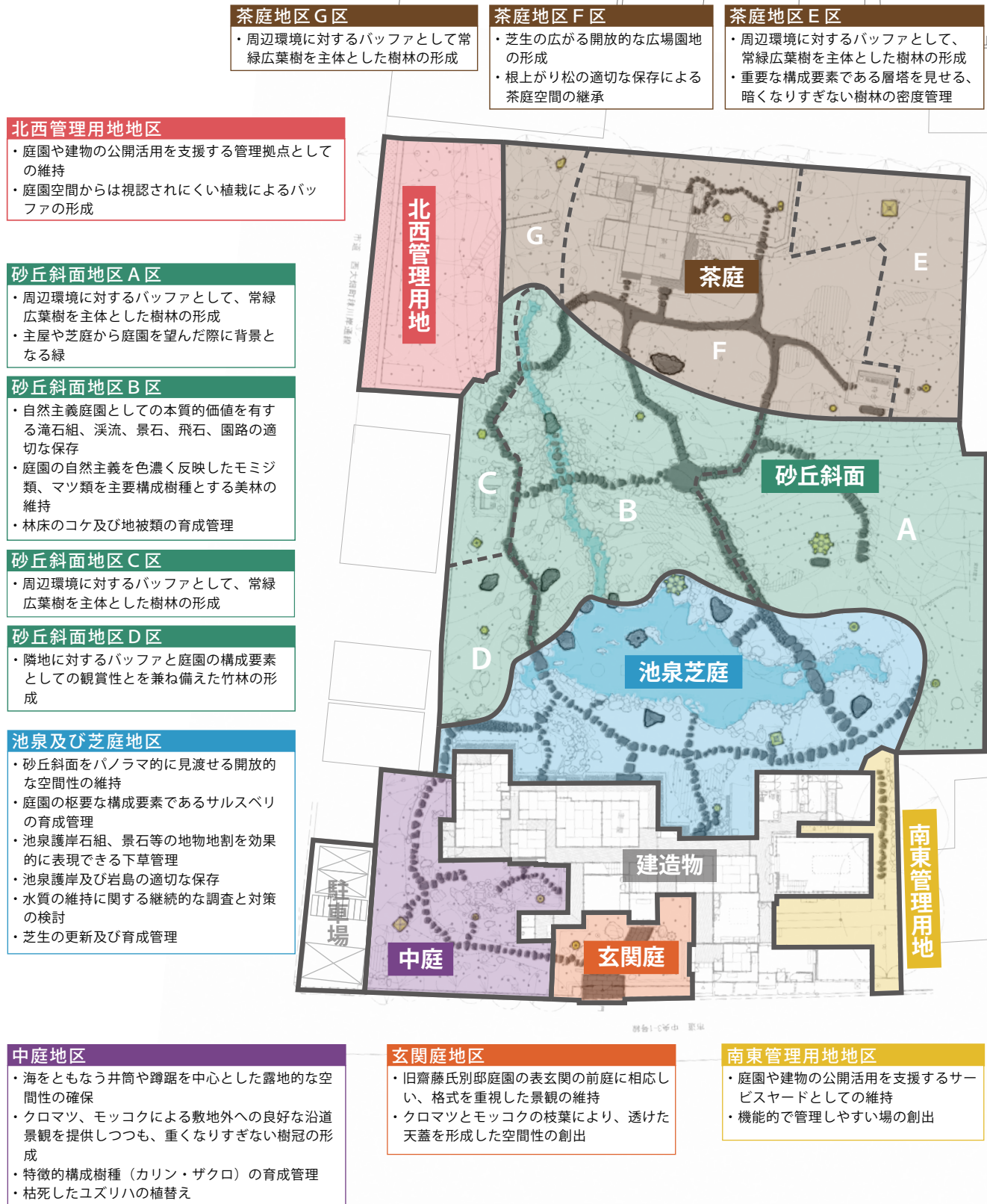
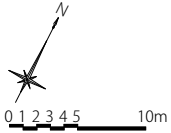


図 6-2 庭園地区区分と整備の目標

(4) 建造物の区分と整備の目標

建造物に関しては、以下の区分に基づき、整備の目標を設定する。

① 主屋の西側 2 棟及び北土蔵（保存部分）

主屋の西側 2 棟（居室棟及び主玄関を含む座敷棟）は、最西端の便所、及び主玄関脇の事務室といった一部を除き、齋藤家による創建当初の姿を良く残している。この部分に関しては、材料そのものを保存することを第一の目標とし、公開・活用にあたって必要となる部分的な修理や材料の交換を行うとしても、それが建造物の本来の価値や空間性を損なわないよう、十分に配慮する。

② 主屋の脇玄関棟の一部及び南土蔵（保全部分）

加賀田家が別邸を購入したのは昭和 28 年（1953）であり、このとき主屋に手が加えられたかどうかは分からない。しかしその後、昭和 57 年（1982）に主屋の北東側にあった湯殿・便所と離れを撤去し、代わりに増築棟（東側増築棟）が建設されたことが聞き取り調査から判明している。この部分と、同じく昭和 57 年（1982）に改造された脇玄関周辺を除く主屋の東側は、当初より勝手口や厨房といったサービス空間として機能していたことがわかっている。これらの部分は、材料そのものは既に創建当初のものではないにせよ、その形状や材質、仕上げ、色彩を伝えるものであるため、これらを保全すよう、外観に配慮した整備とする。

③ 主屋の増築・改造部分（その他部分）

主屋の増築・改造部分は、昭和 57 年（1982）以降に改装されたものであり、新しい意匠や部材が採用されている。そのため、これらの場所を公開・活用の便益のために利用し、そのことによって、保存・保全部分の負担を減らすような整備を行う。

④ 茶室

茶室は齋藤家時代に豊浦（新発田市）の市島邸から移築されたのではないかという説もあり、歴史的・文化的価値が高い。そのため、主屋の保存部分と同じく、材料そのものの保存を第一の目標とし、適切な整備を行う。

⑤ 四阿及び待合

四阿、待合に関しても、齋藤家による創建当初の計画や理念を伝えるものであるため、その歴史的・文化的価値を考慮し、材料そのものの保存を第一の目標として、適切な整備を行う。

なお、整備工事にあたっては、「保存活用計画」で定められた保護の基準（表 6-3）と、その適用区分（表 6-4、図 6-3）に準じるものとするが、一部必要に応じて部位と基準を変更している。

表 6-3 保護の基準の設定

基準 1	基準 2	基準 3	基準 4	基準 5
保存部分				
		保全部分		
			その他部分	
材料自体の保存	材料の形状・材質等の保存	修理・復原による復旧	意匠の検討・配慮	柔軟に対応

表 6-4 保護基準の適用区分

	保存部分	保全部分	その他部分
外観	主屋北・南面など、茶室、北土蔵、南土蔵、白壁通り、側の景観要素（門・塀）、四阿、待合、茶庭門塀、中庭門塀、庭門、井戸屋形	主屋西面、増築棟北面	東側増築棟東面・南面、配膳室東面、交流スペース北面、東門（通用門）境界塀
内部	主屋の主玄関から西側の接客・居間空間（1階、2階）、茶室の内部、北土蔵の内部、田舎家・待合の内部	主屋の主玄関から東側のサービス空間、南土蔵の内部	主屋の便所、事務室・受付、東側増築棟、配膳室、交流スペースの内部

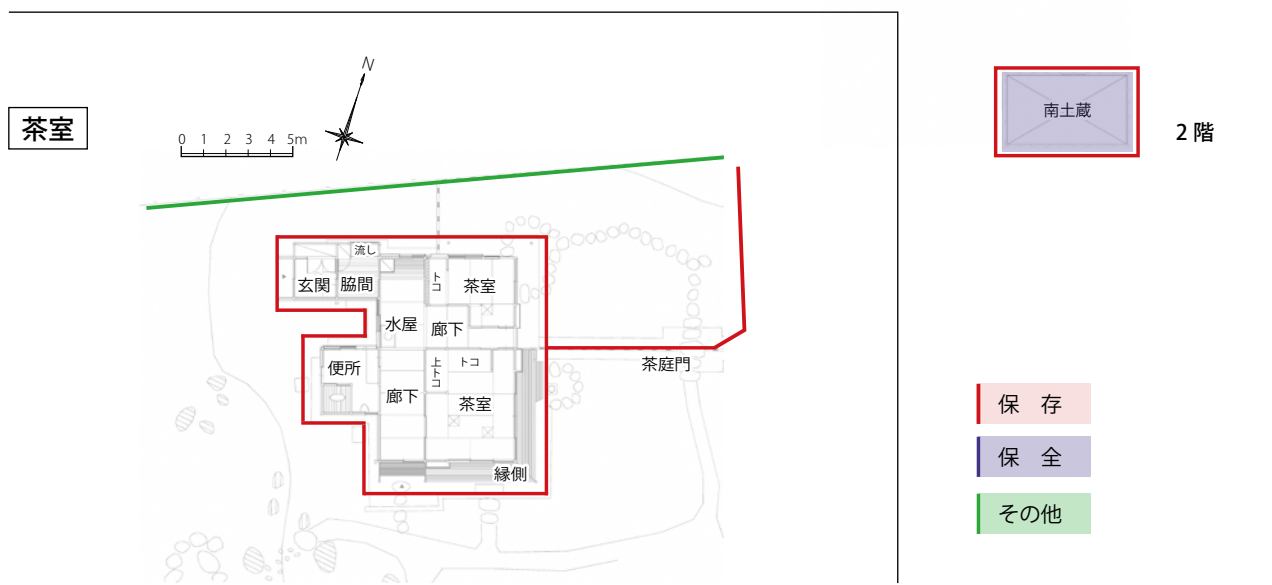
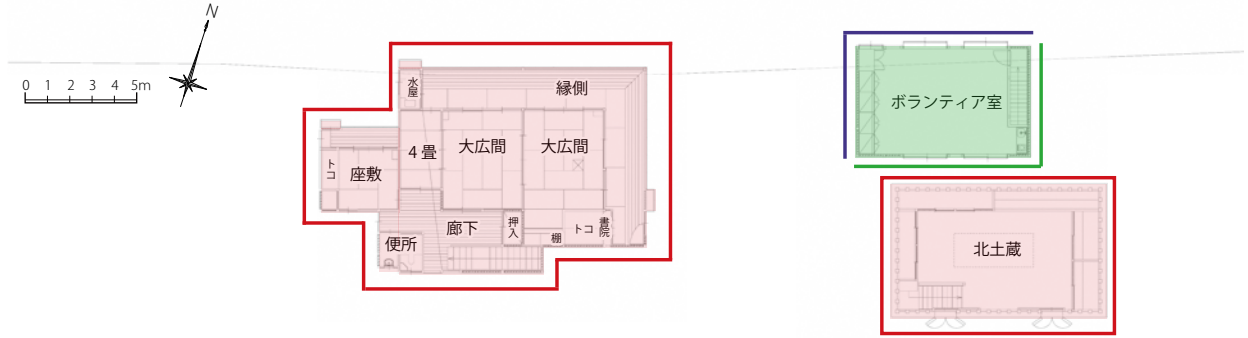
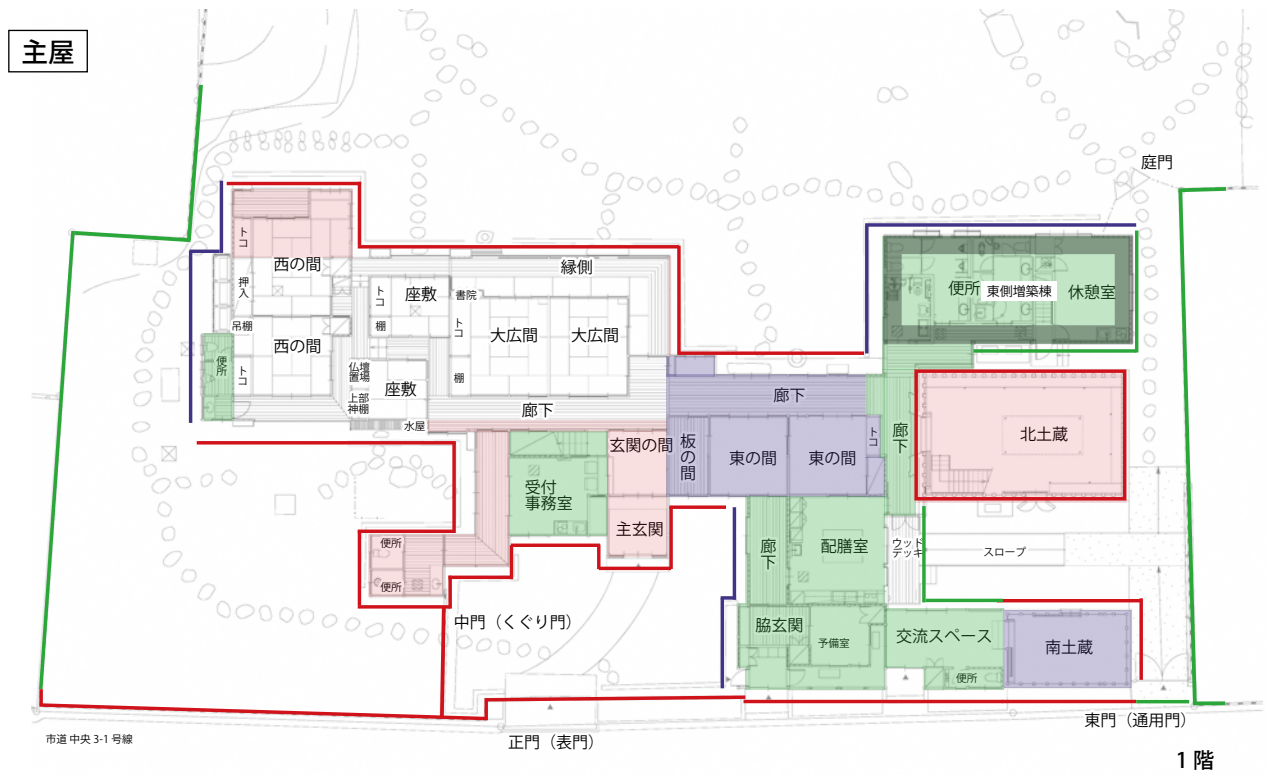


図 6-3 保護基準の適用区分

6-2. 庭園修復に関する計画

本節では、全体計画及び地区区分計画で示された整備の方向性、各地区における整備の目標を基に、庭園で確認される課題に対応した具体的な整備方針及び方法を検討する。なお、庭園工作物である井戸屋形・釣瓶及び構造物、建造物については、第6章6-3.「建造物修理に関する計画」で述べる。

(1) 課題別にみる整備方針

① 地割・地形に係る整備

【裸地化の改善】

裸地化が確認される箇所は、飛石周辺や平場などの平地と苔地である斜面、待合前の斜面の大きく3か所である。平地部については、排水不良の改善と関連しているため、複合的な検討が必要である。また、原因が来館者のすれ違いという点からも、単に改善するための整備にとどまらず、継続して良好な状態を維持していくために、公開・活用方法も同時に検討していく。

斜面（待合前）については土砂が流出し、現状ではしがら柵による応急処置を施している。斜面として地形を顕在化するよう修理を行う。具体的には、土砂が流出し地形が変化した箇所は盛土、堆積土除去を行い、必要に応じて、今後の土砂流出を抑制する処置を施した上、笹類で植栽する。

【排水不良と不陸の改善】

既存の排水設備がある箇所は、まず機能の復旧をはかり、勾配不良は周囲の地盤高や構成要素を考慮して復旧可能な箇所は復旧する。排水管の詰まり等は排水施設の調査結果をもとに工法を検討し、周囲の排水設備へ接続が難しい箇所はオンサイト処理とし、工法を試験施工する。

オンサイト処理の工法では、竹筒を用いた伝統的な浸透柵や他の有効な方法を比較する試験施工を行い、名勝としての価値を保存でき排水不良に有効と認められる手法を採用し実施する。試験施工及び発掘調査を行うときは、地下遺構に配慮し最小限の範囲に行う。

② 石組・景石・敷石・砂利・敷砂に係る整備

【洗い出しの補修】

ひび割れ、劣化の激しい洗い出しについては補修を行う。粒径、色彩などの仕様は可能な限り現存しているものに倣うことし、周囲の石段や斜面地、植栽など他の本質的価値を構成する要素に影響のないよう実施する。

【園路の修復】

園路において検討が必要な箇所は、四阿前の園路が途切れる箇所と茶庭園路である。四阿前については詳細な発掘調査を行い、当初の遺構が確認された場合は万全の保護の措置をとり、また、遺構の情報をもとに庭園の重層性を考慮し必要に応じて復元を検討する。遺構が確認されない場合は、土砂流出や公開管理上必要な処置として、砂利敷きや飛石など庭園景観に配慮した仕様で整備を行う。

【景石の洗浄】

石材と蘚苔類による影響の因果関係は明らかになっておらず継続的な調査研究が行われているが、岩石の表面に地衣類や蘚苔類、藻類などの生物が繁茂することで、その岩石の風化が促進される場合があることが知られている¹⁾。このため、石造文化財の表面にそうした生物が付着している場合には、通常は保存のためにそれらは好ましくないものとされ、除去が検討される場合も多い²⁾。また、石材にとって蘚苔類の繁茂が劣化や風化の指標になっていることも確認される³⁾。以上から本庭園における景石に着生する蘚苔類については原則、除去を行うが、石材の状況及び全体の庭園景観に配慮し、個別に検討する。

1) 東京文化財研究所：文化遺産の生物劣化と国際協力（2007）

2) 東京国立文化財研究所：石造文化財の保存と修復（1985）

3) 朽津信明：カンボジア・タ・ネイ遺跡における蘚苔類の繁茂と砂岩の風化保存科学，保存科学（47）2007年度，111～120

蘚苔類の除去方法は、石材の破損に細心の注意を払い行うこととし、景石の劣化、風化具合については個別の石材ごとに調査を行い、除去方法を決定する。元々の石材の劣化、風化具合や蘚苔類除去後の環境の変化による影響などを考慮し、必要に応じて基質強化や撥水処理などの保存科学処理を施す。また、除去した蘚苔類を裸地化した苔地に移植することも検討する。

【岩島・護岸補修】

岩島では、雪害により倒木した樹木の影響で割れたものがある。状況としては、軽微な欠損であり、庭園景観への影響も少ないことから、現状維持とし部材の保管を行う。池泉の護岸の一部に緩みが確認されている。経過を観察しながら、必要に応じて組み直し及び亀裂補修を行い、健全な状態に修理する。

③ 石造物に係る整備

【石造物・灯籠の補修】

層塔の相輪については頂部に再設置は行わず、公開・活用上必要となる場合には現地にて保存し、それ以外の場合は、適切な場所に保管する。現地にて保存する場合は、劣化の促進を考慮し、地盤面に直接触れないよう基壇や基礎の上などに置く方法を取る。

石造物ではないが、玄関庭における銅製灯籠は保管してある欠損部材を接着修理する。

石灯籠の火袋整備については、火袋がないことで灯籠の意匠や機能及び庭園景観に影響すると考えられるものを対象に復元及び整備を行う。現在の灯籠及び火袋の状況は①どの火袋であるかは不明だが破損した状態で保管しているもの。②火袋が現在は失われているが古写真から形状が確認できるもの。③火袋が現在は失われており、形状等の情報がないものの三つの状況が確認されている。それぞれの状況に応じた修理方針を表6-5にまとめる。

表 6-5 灯籠火袋修理の方針

状況	方針
保管している火袋	最も適合すると考えられる灯籠に、修理して設置する。
古写真から推測できる火袋	史料の情報をもとに復元を行う。
情報のない火袋	庭園景観を考慮し、必要と考えられる箇所のみ、他の灯籠を参考に形状を推測し、復元的整備を行う。

庭園全体及び周囲の景観に馴染む材料とし、新たに製作するものに関しては新補材であることが認識できるよう工夫をする。材質は花崗岩系を基本とし、意匠は簡素なもので装飾などは施さない。

④ 庭園工作物に係る整備

劣化している竜安寺垣及び袖垣などの垣根の更新を行う。意匠については、連続性、重層性の評価から現況を踏襲する。また、園内に設置してあるサイン、結界等の案内施設及び解説施設についても材料、形状、配置などを再検討し更新を行う。具体的には第6章6-4で検討する。

⑤ 園池・滝・流れに係る整備

【池の水質改善】

夏場にはアオコが発生し、水質が低下する状況である。また、滝口付近では、泡が発生し、景観を害している。現在は、牡蠣殻を設置し水質改善の機能を観察しているが、改善には至っていない。牡蠣殻の撤去と併せて、流れ発生装置や、ろ過方法を検討する。設備の設置については効果や景観、コストの面から総合的に判断することとする。

また、齋藤家時代の16mmフィルムや加賀田家時代の絵葉書には池泉に浮遊性もしくは浮葉性の水生植物が確認できる。浮葉性の植物を配し、水温上昇を抑制し、光合成を阻害することでアオコの発生を低減させる等の手法も考えられるため、設備だけではなく、史料から当時の庭園景観を参考に様々な手法を検討していく。



図 6-4 絵葉書「加賀田邸・庭園」加賀田亮一氏所蔵



図 6-5 昭和初期撮影
「齋藤喜十郎家旧蔵 16mm フィルム」
新潟市所蔵

【排水設備の補修・更新】

滝や池泉の水循環設備においてポンプなど劣化の著しい設備については更新を行う。また、排水不良と関係して、既存の排水設備の状況を把握し、その状況に応じて補修もしくは代替措置などを具体的に検討していく。

⑥ 植栽に係る整備

【樹木調査及び全体計画の作成】

樹勢回復、伐採・整理する樹木を調査し、後継木の植え替えなどを検討する。

【既存樹木の樹勢回復及び植替え】

老木が多く衰弱が確認できる樹木には土壌改良を実施し樹勢の回復を図る。回復が見込めない樹木や枯死している樹木においては、景観や庭園の構成上重要な樹木である場合、後継木に植替える。その際は同位置を原則とし、庭園景観の継承に努めるが個別に判断する。また、伐採と同様に他の構成要素への影響を考慮し、適切な対応を取る。

【樹木の伐採】

目指すべき庭園景観や目標とする各視点場からの眺望等に近づけるため、樹木の伐採を検討する。別途作成予定の樹木管理マニュアルと並行して考慮する必要がある。また、場合により樹勢の回復が見込めない樹木及び枯死樹木について伐採を行う。その際は周囲の構成要素に影響を及ぼさないよう留意して実施することとし、伐採抜根することで、根等が他の構成要素に多大なる影響を及ぼすと判断される場合には、枯木として維持するか、根を切断し、影響のない範囲を抜根する。

【樹木の管理・後継木の育成】

庭園内に確認される実生木については、後継木の育成に配慮しながら原則除去する。滝石組みの隙間から生育しているものについては、樹木の生長にともなって石の亀裂が拡大する恐れがあるため、早急な対応が必要である。また、マツクイムシの防除対策については、継続してモニタリング及び処置の実施を行う。

後継木の育成については、空間の確保が困難であるため当敷地内では原則行わないが、実生の発生や生育条件により、後継する樹木の脇や樹林内で育成を行う。樹木における管理マニュアルを作成し、目指すべき庭園景観に創造していく。



図 6-6 川端康成（中央）来訪時の写真（昭和 36 年（1961）撮影）加賀田亮一氏所蔵



図 6-7 主庭（昭和 43 年（1968）9 月 16 日撮影）新潟市所蔵

【裸地化及び下草植生の変容】

斜面（苔地）については、現状課題が確認された時点より回復している。裸地化した箇所については、樹木を伐採した範囲におきていることから、林床環境の急激な変化によって、コケが衰退したものと考えられる。経過観察を行い、コケの回復状態等をより把握し、最終的な判断を行う。

茶庭における平場部については、土壌の状態により耕耘及び土壌改良の必要性を検討し、芝庭として復元する。

【修景植栽】

中庭及び滝石組み上部、南東管理用地について修景植栽を施し景観を整える。また、池泉東側の資材置き場の改修に併せて必要に応じ遮蔽植栽を行う。

⑦ その他整備**【土留石積補修】**

土留めの崩壊や表土の流出を抑制するため、補修を行う。

【標柱設置】

標柱を表門脇に設置する。

【駐車場側及び通用口設置】

中庭の駐車場と隣接している境界塀に、管理用通路及び避難通路として通用口を設ける。中庭の庭園空間に配慮し、境界塀の改修と同時に整備する。

【防犯設備の設置】

茶庭など砂丘上部において避難誘導等を放送する設備がないため、設置を検討する。庭園景観を考慮し、園内に設置する場合は管理用地とし、また、更新する境界塀と併設可能か検討する

【修景整備】

植栽以外の修景について、庭園内に所在する設備や資材置き場などを改修及び修景、もしくは遮蔽施設を設置し、庭園景観を整備する。

【離れからの眺望考察】

現在、離れがあった箇所には加賀田家時代に建設された増築棟が建っている。離れ等の間取りは不明であるが、川端康成来訪時の写真に湯殿とその背後にわずかに離れが確認できる。離れ周辺の構成としては、庭門があることや重要な樹木と考えられるサルスベリが離れ近くに植栽されていることから、庭園空間において重要な場所であったと推測される。庭園の連続性、重層性の評価から、離れ等を復元することはないが、池泉東側の空間性や離れがあった場所及び庭門からの眺望を考察することは重要であると考えられる。また、今後の剪定管理や境界塀の整備等にも影響を与えうる要素である。

離れからは庭園の骨格要素が眺望できる池泉北の山寺雪見形灯籠、砂丘上部の待合、砂丘斜面の般若寺形灯籠やアカマツ、手前の四角形灯籠等の石造物及び石橋、景石、サルスベリが眺望できる。また、サルスベリが植栽されている近代庭園の事例として文京区の安田邸、桑名の西諸戸邸庭園、横浜三溪園の月華殿などが上げられる。これらは、サルスベリを遠景ではなく近景に配し、印象的な景観を形作っている。このことから、旧齋藤氏別邸では、夏場に湯殿で汗を流し、離れから庭園を望み、庭門から庭園に出て過ごしていたのではないかと考えられる。離れの全容を把握できる史料がないことから、現況における石造物及び植栽の庭園構成を参考に離れからの眺望及びサルスベリ周辺の空間について考察を行った。



図 6-8 離れからの眺望検討図



図 6-9 川端康成（中央）来訪時の写真（拡大）（昭和 36 年（1961）撮影）
加賀田亮一氏所蔵



写真 6-1 離れがあった場所からの眺望

(2) 庭園地区区分別にみる整備工事の具体的方策

第6章6-1.(3)で定めた整備の目標と第6章6-2.(1)で定めた課題別にみる整備方針により、各地区区分の課題に対する整備工事の具体的方策を検討する。優先度は、p.99の全体計画で設定した基準とする。

表 6-6 玄関庭における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
地割・地形	排水不良と不陸	雨落ちの勾配などの機能復旧を図り、植栽地等の排水不良はオンサイト処理を基本とし、具体的手法を調査する。	A
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	景石の蘚苔類着生による特徴の埋没	景石の状況に応じて適切な方法で蘚苔類を除去し、特徴を顕在化する。また、石材の風化状況等を調査し、必要に応じて、保存処理を施す。	B
石造物	石造物及び灯籠の劣化	欠損している灯籠-2の笠の蔵手を接着修理する。	C
庭園工作物	サイン・結界位置、仕様	旧齋藤氏別邸庭園の第一印象となる空間であるため、格式ある庭園空間として、素材や配置、意匠を再編する。	B
植栽	マツクイムシの防除	継続して防除対策を行う。	A
その他	標柱の不足	標柱を設置する。	B

表 6-7 中庭における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
地割・地形	裸地化及び地表面浸食等	排水不良の改善により解決が見込まれると考えられる。また、公開活用計画と併せて検討を行う。	A
	排水不良と不陸	飛石周辺や蹲踞周辺に関してはオンサイト処理を基本とし、具体的手法を検討する。井筒のある海は、排水設備の機能改善を図るが、井戸屋形修理に伴って、勾配改善など同時に整備することも検討する。	A
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	景石の蘚苔類着生による特徴の埋没	主要な景石について、状況に応じて適切な方法で蘚苔類を除去する。また、石材の風化状況等を調査し、必要に応じて、保存処理を施す。	B
庭園工作物	垣根の劣化	袖垣の更新を行う。連続性、重層性の評価から現状の意匠を踏襲する。	A
植栽	樹木の枯死、衰弱	衰弱木に対して土壌改良等の回復措置を取り、状況に応じて、枯木保存、植替えを検討する。	A
	マツクイムシの防除	継続して防除対策を行う。	A
その他	避難経路と管理通路の不足	改修される境界塀に中庭空間に配慮した通用口を整備する。	B

表 6-8 池泉芝庭における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
地割・地形	裸地化及び地表面浸食等	裸地化が著しい箇所については張芝し、状況に応じて土壌改良を施し、修復を行う。また、来館者のすれ違いや飛石の上を歩かないなどが劣化の主な要因と考えられるため、公開活用計画と併せて検討する。	B
	排水不良と不陸	蹲踞の排水不良は排水設備の機能改善を図り、場合により調査を行う。植栽地等の平場での排水不良はオンサイト処理を基本とし、具体的手法を検討する。	A
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	景石の蘚苔類着生による特徴の埋没	主要な景石について、状況に応じて適切な方法で蘚苔類を除去する。また、石材の風化状況等を調査し、必要に応じて、保存処理を施す。	B
	岩島、護岸の劣化・破損	岩島については軽微な破損であるため、現状維持として部材の保管を行う。緩みの確認される池泉東側の護岸について影響範囲の調査を行い、組み直しを行う。	B
石造物	石造物及び灯籠の劣化	灯-8の火袋については、古写真より形状が確認できるため復元を行う。灯-21の火袋については、他の灯籠を参考に形状を推測し整備する。	A
庭園工作物	サイン・結界位置、仕様	旧齋藤氏別邸庭園の主要な景観である池泉の広がりとは各視点場からの眺望に配慮した素材や配置、意匠として管理施設及び案内施設を再編する。	B
園池・滝・流れ	池の水質	設備の効果や景観、コストを総合的に考慮し、流れ発生装置やろ過方法を検討する。また、浮遊性もしくは浮葉性の水生植物によるアオコ発生抑制を景観復元と併せて検討する。	B
	排水設備の劣化や露出	滝及び池泉の循環設備であるポンプについて更新を行う。	A
	適切な水量調整	給排水設備の改修等も考慮し、滝及び主屋座敷に付設された鉢前の縁先手水の水量を適切な量に調整する。	B
植栽	樹木の枯死、衰弱	樹勢の低下しているサルスベリの樹勢回復を図る。	A
	周辺環境・景観を考慮した樹木の維持等	サルスベリ周辺の空間構成及び離れからの眺望等を調査し、池泉東側の庭園空間について検討する。	B
	後継樹木の不足	樹勢の低下しているサルスベリの後継木を育成する。	A
	マツクイムシの防除	継続して防除対策を行う。	A
その他	管理用地や資材置き場の景観障害	池泉東側の資材置き場について規模、意匠を庭園景観や境界塀の改修を考慮し、改修する。必要に応じ遮蔽植栽を施し、動線計画とも併せて検討し、来館者の視線、空間体験に配慮する。	C

表 6-9 砂丘斜面における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
地割・地形	裸地化及び地表面浸食等	斜面（待合前）については、詳細な測量を実施し、土砂の流出及び堆積範囲を把握し、必要に応じて土砂流出を抑制する処置と併せて斜面地形を修理し、ササ類で植栽する。	A
	排水不良と不陸	排水不良改善はオンサイト処理を基本とし、具体的手法を検討する。	A
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	飛び石や石段の不陸・園路の消失	不陸のある待合前の斜面における階段について、加賀田家時代の造作物であるが、不陸のある造作についての評価が必要であることと、勾配が急なため非公開とすることを考慮して、現状維持とする。四阿前の園路については、詳細な発掘調査を実施し、整備方法を検討する。	B
	洗い出しの劣化	ヒビ割れ等の劣化した箇所について、全面的に補修を行う。	B
	景石の蘚苔類着生による特徴の埋没	主要な景石について、状況に応じて適切な方法で蘚苔類を除去する。また、石材の風化状況等を調査し、必要に応じて、保存処理を施す。	B
石造物	石造物及び灯籠の劣化	層塔の相輪については、頂部に再設置は行わず現地にて保管する。	B
庭園工作物	サイン・結界位置、仕様	滝や流れ四阿、斜面樹林と旧齋藤氏別邸庭園の砂丘地形における主要な景観構成に配慮した素材や配置、意匠として管理施設及び案内施設を再編する。	B
植栽	裸地化及び下草植生の変容	斜面（苔地）については、現状ある程度の回復が見込まれていることから、積極的な補修は行わず、経過観察とする。また、景石における蘚苔類除去により剥がされたコケを裸地化した斜面に張り替えるなどの対応を状況に応じて実施する。	B
	周辺環境・景観を考慮した樹木の維持等	茶庭や池泉芝庭における各視点場からの眺望を考慮し、モミジ類、マツ類を主体とした美林を形成する。	C
	マツクイムシの防除	継続して防除対策を行う。	A
その他	各視点場からの眺望消失	砂丘上部の茶庭からの眺望と砂丘下部の池泉芝庭の間に位置する砂丘斜面であるため、上下両地区区分における視点場からの眺望を考慮し、樹木の管理マニュアルと併せて検討を行う。	B

表 6-10 茶庭における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
地割・地形	排水不良と不陸	軒下の排水不良は、排水設備の機能改善を図る。改善が見込めない場合は、オンサイト処理を基本とし、具体的手法を検討する。	A
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	敷砂利園路の劣化	那智黒石の補充を行う。場合により素材、色彩を見直し庭園景観との調和を図る。	C
	景石の蘚苔類着生による特徴の埋没	主要な景石について、状況に応じて適切な方法で蘚苔類を除去する。	B
石造物	石造物及び灯籠の劣化	待合周辺に設置されている灯-15、灯籠-16について火袋の整備を行う。層塔の相輪については、頂部に再設置は行わず現地にて保管する。	B
庭園工作物	垣根等の劣化	待合前の竜安寺垣を更新する。	A
	サイン・結界位置、仕様	茶庭の空間性や公開活用方法を考慮し素材や配置、意匠を再編する。	B
園池・滝・流れ	排水設備の劣化や露出	内露地、外露地の蹲踞について、排水設備の復旧を図るが、詳細な発掘調査を行い、状況に応じて対策を検討する。	A
植栽	裸地化及び下草植生の変容	層塔周辺の平地について、コケに変容してしまった下草植生を、必要に応じて土壤改良を実施し、芝生に復元する。	B
	周辺環境・景観を考慮した樹木の維持等	茶室及び待合を被圧する樹木を剪定する。	B
	マツクイムシの防除	継続して防除対策を行う。	A
その他	管理用地や資材置き場の景観障害	茶庭から視認されてしまう北西管理用地を遮蔽するための施設を設置する。庭園景観と調和する仕様とし、樹木の根系に留意し設置する。	C
	各視点場からの眺望消失	茶室及び待合から主屋や市街地を望む景観について、主屋背後の高層ビルなどを可能な限り遮蔽しつつ、奥行きのある眺望を形成する。樹木の管理マニュアルと併せて検討を行う。	B

表 6-11 南東管理用地における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
植栽	周辺環境・景観を考慮した樹木の維持等	建物を被圧する樹木について剪定を行う。隣地に越境しているため、方法・範囲については協議、検討を行う	A
構造物	境界塀の危険性と景観障害	主庭内から庭門を通して主に視認される範囲について、境界塀を改修する。	B

表 6-12 北西管理用地における課題に対する具体的方策

種別	課題	具体的方策	優先度
構造物	境界塀の危険性と景観障害	管理用地であり、遮蔽施設により来館者から視認されなくなるため、耐久性や経済性を考慮しつつ、庭園景観と調和する仕様の柵を設置する。	A
その他	土留めの風化	土留めの崩壊や表土の流出を抑制するため補修を行う。	A

6-3. 建造物修理に関する計画

第3章 3-3. (4)「建造物の現状と課題」で述べた各建物における破損状況等の課題に対して、本節では、具体的な整備方針及び方法を検討する。

(1) 課題別にみる整備方針

現在観察される破損状況の要因には、大きく分けて自然的な要因と人為的な要因とがある(図6-12)。まずはこれらの要因ごとに、整備の方針を整理する。

(自然的要因)

経年による劣化・老朽化

雨水の影響を受ける屋根や外壁下部、土台等は経年劣化が進みやすく、日常的な点検及び定期的な補修が必須である。前回の整備工事で対象とされた箇所にも、現状では劣化した状況も確認されるため、全体的な破損・進行状況の調査と、これに基づく具体的な整備計画が必要である。特に屋根葺材の破損や劣化から、下地や小屋裏に雨水が浸透・停滞し、腐朽等の要因ともなるため、屋根葺材の全体的な点検補修は最優先すべきである。

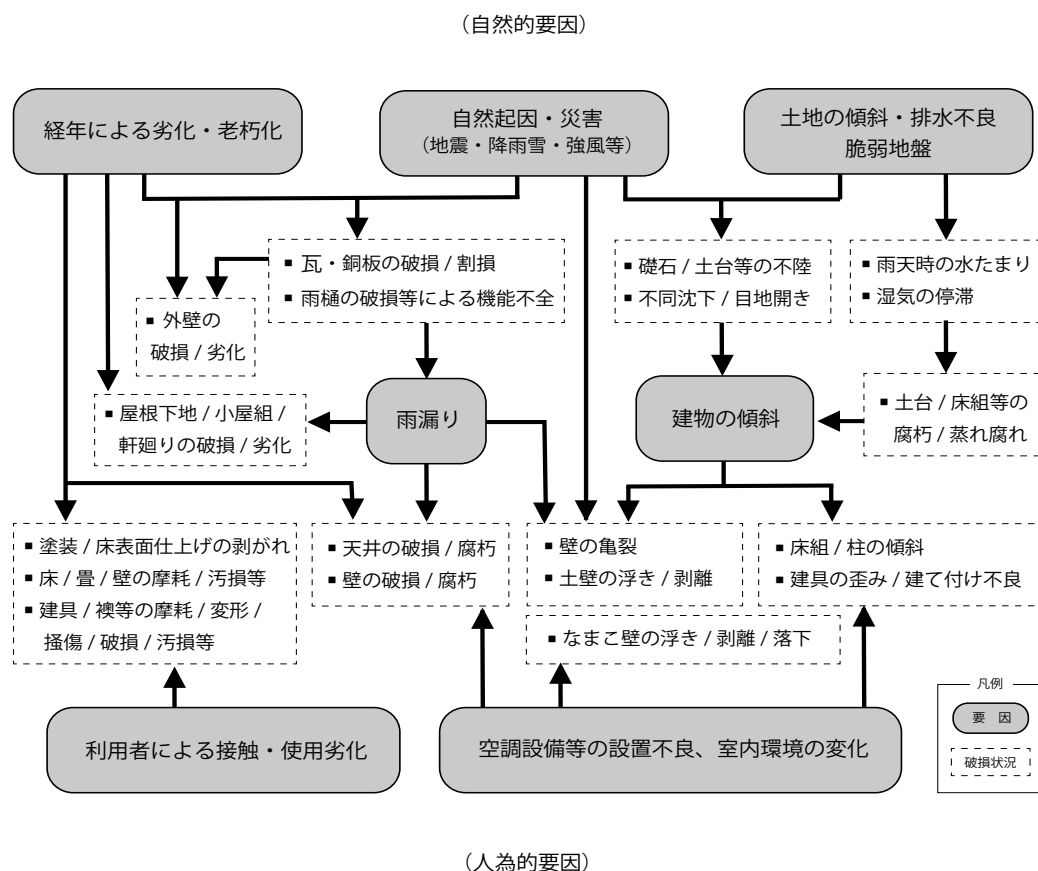


図 6-12 主な破損要因

自然起因・災害

地震や降雨雪、強風といった大規模な、または突発的な自然現象や災害は、特に屋根や雨樋、外壁等の外回りの破損や、基礎や軸部の弛緩や亀裂等に繋がる大きな被害をもたらしかねない。前回の整備工事以降、現在までに特にこうした被害は確認されていないが、これから起こり得る災害時には緊急の調査を実施し、迅速な対応が求められる。

土地の傾斜・排水不良・脆弱地盤

地盤面をめぐる諸問題は、庭園の整備と併せて計画する必要がある。勾配不良は庭園全体の問題であり、飛び石等の通路や、主屋の周辺において顕著に見受けられる。水たまり等、湿気の停滞が基礎部の劣化を促進するため、早めの対策が望ましい。既存の排水管の点検とともに、不陸の改善や新たな浸透枳の設置等も検討する。

(人為的要因)

利用者による接触・使用劣化

特に一般公開が始まったことにより、多くの利用者が一度に建物内を行き来するようになったことで、新たな問題も生じ始めている。単純な使用劣化のみならず、手荷物等の壁や建具への接触も頻繁となり、注意が要される。破損箇所の修繕と保護措置だけでなく、公開活用上の工夫や、利用者の意識向上といったソフト面での対応も必要である。

空調設備等の設置不良

公開活用のため新規に設置した空調設備等が、新たな破損の要因となっている場合もある。空調室外機からの排気が主屋居室棟西側樹木の枯死や北土蔵北壁の漆喰の剥落を引き起こしている他、室内の環境変化が天井板や襖絵の破損等に繋がっている可能性もある。経過観察を行いながら、破損の要因は早急に排除することが望ましい。

以上に基づき、続いて各建物についての整備内容を示す。

(2) 主屋に係る整備

基礎・軸部

土台の劣化や礎石の沈下等、基礎部に関しては、床下の詳細な調査を実施しなければ現状を把握できない。同様に、軸部の沈下や傾斜に関しても、変形の継続的な計測や、小屋裏・床下の調査を行うことが先決である。

屋根・軒回り

屋根葺材の部分的な破損が確認されるため、瓦及び銅板の全体的な点検を行い、破損や劣化の状態を確認後、破損や劣化した屋根葺材は修繕または取替える。雨樋に関しても全体的な点検を行い、設置不良箇所は改善し、雨樋から排水枳までをつなぎ、欠損や破損については部分的な補修または取替える。

壁・天井・床

【外部】

外壁や網代腰壁、犬走りに劣化が認められるため、部分的な補修または取替を行う。

【内部】

1階西の間と2階茶室を中心として土壁に浮きや剥離、欠損が認められるため、部分的な接着や補修を行う。破損の度合いに応じた材料や手法の検討が必要であり、また、剥離の要因が雨水侵入と特定される場合には、その防止策を施す。

1階座敷では、手荷物のすれ等による土壁の搔傷が目につく。補修が必要と判断される程の大きな破損に関しては、対処を検討する。

1階西の間の火灯口周囲の壁に亀裂が入っており、これを修繕した痕跡も目立つ。開口部上端の破損は修復し、亀裂や修繕跡を目立たなくする方法を検討する。

2階縁側廊下の桁行方向の小壁に亀裂が認められる。スパンをかなり飛ばしているため、屋根からの荷重が原因であるが、亀裂が拡大しているかどうかを見極めた上で対策を講じる必要がある。亀裂の計測を行い、拡大が確認できれば、早急な対策を検討する。

建具・造作

主屋内に存在する板戸絵は、当時中央で活躍していた岩手県一関町（現一関市）出身の佐藤紫煙の作であり、良好な状態を保っている。襖絵に関しては、一部損傷がみられる。修理の方法等については専門家との協議の上、実施する必要がある。

1階大広間床脇の漆塗棚板に割損や歪み、接合部の弛緩が確認される。1階西の間床脇の漆塗吊棚にも、板に歪みが出ている。これらについては経過観察を続け、割れや歪みが進行しているのかどうかを計測し、それが確認された場合には、適切な措置を講じる。

1階、2階とも、雨戸の戸車に度々不具合が生じ、調整や取替を行っている。敷居・鴨居の掃除や潤滑剤等による手入れをこまめに行うとともに、その要因が鴨居の垂下や軸部の沈下・傾斜であるのかどうか、継続的な調査も必要である。雨戸には棧の破損も確認され、適切な補修を行う。

設備・備品

設備に関しては、上下水道の不具合が指摘されており、点検を行った上で、必要な修繕を行う。また、消防や防災設備も現状では十分ではないため、必要な補充を行う。

備品に関しては、1階主玄関において照明が不足しており、仮設の照明を壁際に設置しているが、これが本来の主玄関の空間性を損ねている。また、現状では靴箱や傘立ての数も不足しており、大人数の訪問に対応しきれていない。今後の公開活用の方針とも併せ、これらの必要数や仕様、設置場所等を検討し、補充・整備する。

1階東の間の展示解説や、屋内の案内板・サイン等についても、庭園とも併せて全体的なデザインの検討を行い、整備する。

(3) 土蔵に係る整備

壁

南北土蔵に関しては、外壁の破損や亀裂等について、必要な修理を行う。

特に北土蔵北側の外壁におけるなまこ壁漆喰の剥落に関しては、東側増築棟に設置した空調設備の室外機からの排気が壁に直接あたらない方法を検討する。これには、排気を屋根高さまで上げて逃がすための煙突状のカバーを設置する、室外機を2階の高さまで持ち上げ、増築棟南壁に設置する、なまこ壁の前面に養生施設を設置するといった複数の方法が考えられ、これらを検討し、最善策を取る。

なお、南東管理用地には、保護すべき樹木が2本あり、排気が当たらないよう注意を払い、通路の利用を妨げる場所への室外機の移動は避ける。

(4) 茶室に係る整備

基礎・軸部

先の整備工事において、耐震診断と構造補強がなされているが、これが十分ではないという報告があるため、経過観察を続けるとともに、公開活用の方針に応じて必要な構造補強を実施する。

屋根・軒回り

一部に瓦の破損が確認されるため、屋根の全体的な調査・点検を行い、破損個所に関しては必要な補修や取替えを行う。

雨樋は先の整備工事によって新規品に取り替えられたものだが、下屋庇の雨樋が欠失している等、部分的な不備が認められるため、改めて全体的な調査・点検を行い、必要な補修や取替えを実施する。

軒下の杉皮網代の破損個所は部分的に補修する。

壁・天井・床

【外部】

先の整備工事で新材で補修された縁側竹床に破損が認められるため、修繕を行う。その他、外壁の劣化や戸袋の緩み等に対しても、必要な補修や取替えを行う。

【内部】

室内では、天井板や土壁の雨染みの要因について、継続的な調査を実施し、雨漏りがあるようならば、対策を講じる。

土壁の欠損や亀裂に関しては、現状では軽微なものにとどまっているため、経過観察を行い、破損が進行するようならば対策を検討するとともに、一般の利用者に対しても、文化財としての茶室の使い方について十分に周知する等、ソフト面での対応についても検討する。

建具・造作

水屋廻りの柵や建具に観察される劣化や汚損については、経過観察を行いながら、必要に応じて補修や取替えを行う。

茶室地袋の襖絵については、専門家による調査を実施する。

設備・備品

下水道設備の不具合が報告されているため、点検を行い、必要な対策を講じる。

防犯カメラ等の防犯設備に関しては、全体の防犯計画によって検討し、必要な備品等を充当する。

(5) 四阿・待合に係る整備

屋根・軒回り

四阿の屋根は茅葺の上に杉皮を葺いたものだが、杉皮の劣化が著しく、植物も繁茂している。また、南西隅の樹幹が成長または傾斜によって屋根に食い込んでおり、現状では当該部分の屋根を部分的に除去し、透明波板を張って一時的に凌いでいる。杉皮は葺替え、茅も状態をみて必要ならば葺替えを行い、近隣樹木との共存方法については引き続き検討する。

待合の屋根は銅板葺きで、こちらも全体的な劣化が観察される。屋根全体を点検し、必要な補修を行う。

天井や軒裏材に関しても、先の整備工事で部分的な補修がなされているが、現状では再び破損や劣化が認められる。屋根の葺替えに併せ、これらの必要な補修や取替えも実施する。

壁・造作

腰壁に一部劣化が観察されるため、必要な補修や取替えを行う。

腰掛や竹製手摺の表面塗膜が部分的に剥離しているため、これを除去し、改めて保護塗膜を施す。

(6) 井戸屋形に係る整備

井戸屋形は全体的に劣化が著しく、外観整備を行う必要がある。しかしながら、製作時期や当初形態に関して不明な点もあり、まずは必要な調査を実施する。

これまでの聞き取り等から、正確な年代は不明だが、齋藤家のもとで働いていた庭師が加賀田氏の指導の下、この庭園にふさわしい井戸屋形を造ったとのことであり、そのため少なくとも昭和28年（1953）以降である。

その後、昭和43年（1968）に柱だけを取替えており、梁は当初材であるらしい。柱はもともとは掘立であったが、このとき現状のように地面に置かれただけのものとなった。従って、発掘調査を行えば、当初の柱穴が確認される可能性がある。また、桁を支える竹製の支持体は、柱の交換後に設置されたようである。引き続き調査やヒアリング等を実施し、整備のために必要な情報収集を行う。

第3章3-3.(4)「建造物の現状と課題」でも述べたように、現在の井戸屋形は、竹製の支持体がないと自立しない。柱の足元、柱と桁の接合部の不安定な状態が原因であり、加えて、桁が長く、銅板屋根がその上に載せられていることも、構造的問題を助長している。

外観整備を行うにあたって類例を参照すると、例えば京都・醍醐寺の庭園（写真6-2）や名古屋・徳川園（写真6-3）に同種の片持ちの釣瓶井戸を見ることができる。これらは、①柱が掘立てで、②屋根が桁全体を覆っており、③方杖が備えられている点で共通しており、旧齋藤氏別邸庭園の井戸屋形の場合には、それらのいずれもが欠如している。

これらも参考としながら、どのような外観に整備するのが最も適切であるのかを引き続き検討する。整備に先立つ解体調査により、当初材であるとされる桁材の風化の状態等を詳細に観察し、復元考察の材料とする。



写真 6-2 醍醐寺の釣瓶井戸（由緒不明）



写真 6-3 徳川園の釣瓶井戸
（登録有形文化財）

(7) 外構に係る整備

門・塀

保存対象建造物である正門と塀、中門と塀、庭門、茶庭門と塀に関しては、それぞれの劣化箇所について、必要に応じた整備を行うものとする。

駐車場・駐輪場、東門（通用門）

駐車場・駐輪場に関しては、利便性を向上させるための整備を庭園景観に配慮した仕様で実施する。東門（通用門）に関しては、今回は特に整備の対象としない。

境界塀

敷地の境界をなす境界塀に関しては、安全上の理由から、現状のブロック塀をすべて撤去して、別仕様の塀を設置するものとする。ただし、外周全体を一度に行うことはできないため、全体計画の中で部分ごとに区切りながら、順に撤去と新設を行う。また、利用の便から、駐車場との間に「通用口」を新設する。

仕様の検討にあたっては、過去の調査報告書より、加賀田組元社員等への聞き取りから、当初は「黒塀」であり、これを加賀田家時代にブロック塀に変更したことが判明している（新潟市『旧齋藤家別邸基本調査報告書』平成23年（2011）3月，p.55）。

この「黒塀」は、おそらく黒く塗られた板塀であろうことが、絵図からも推測される。また、関連施設や、白壁通りの他の施設との調和を図ることも、景観上は重要であり、これに基づき仕様を決定する。

周辺文化施設の事例では、①レンガ塀、②築地塀、③板塀が主に確認できる。史料では行形亭及び堀田楼の表門と前面部分ではあるが板塀が写っている。

これより、外観は庭園景観及び敷地外からの景観に配慮した板塀仕上げとすることが適切と考える。また、放送設備・防犯設備等の管理設備を塀の施工と一体として整備することを検討する。



写真 6-4 事例 1 (北方文化博物館新潟分館)



写真 6-5 事例 2 (行形亭)



写真 6-6 事例 3 (新津記念館)



写真 6-7 事例 4 (新潟大学医学部の塀)



写真 6-8 事例 5 (燕喜館)



写真 6-9 事例 6 (燕喜館)



図 6-13 新潟行形亭真景
(部分拡大)
行形亭、行形和也氏所蔵



図 6-14 新潟堀田楼真景
(部分拡大)
行形亭、行形和也氏所蔵



図 6-15 絵葉書「新潟島清館」
新潟ハイカラ文庫所蔵

表 6-13 保存対象建造物の課題及び必要な調査と整備工事の具体的方策

分類	名称	部位	破損状況・課題	検討事項・必要調査	具体的方策	優先度
保存対象建造物	主屋	基礎	土台劣化・礎石沈下 (特に西側部分)	床下調査	(調査結果に基づき 方法検討)	R
		軸部	沈下や傾斜	沈下・傾斜の計測 小屋裏・床上・床下の継続 的な調査	(調査結果に基づき 方法検討)	R
		屋根	屋根葺材(瓦/銅板)の部分的 な破損	屋根全体の点検・補修範囲 の検討	・破損個所の補修ま たは取替	A
		軒回り	雨樋の設置不良・欠損等	雨樋全体の点検・補修範囲 の検討	・破損個所の補修ま たは取替	A
		壁	外壁下部・網代腰壁の劣化	補修範囲の検討	・破損個所の補修ま たは取替	B
			土壁の浮き・欠損・搔傷等	補修範囲・方法・材料の検討	・破損個所の補修	A
			(1階西の間)火灯口の亀裂・ 修繕跡	補修範囲・方法・材料の検討	・破損個所の補修	A
			(2階縁側)小壁の亀裂	亀裂計測・小屋裏調査	・(調査結果に基づき 方法検討)	R
		(2階便所)タイルの割損	取替範囲の検討	・タイルの補修ま たは取替	B	
		天井	天井板の割損・欠損・雨染み (1階便所)天井布の破損	雨漏り要因(小屋裏等)の 調査 取替範囲の検討	・天井板の補修ま たは取替 ・天井布の張替	B B
		床	(1階西の間)部分的な沈下・ 傾斜	床下の継続的な調査	(調査結果に基づき 方法検討)	R
			(1階廊下)床板表面塗膜の剥 がれ 階段踏面の沈下・傾斜・目地 開き	補修範囲・方法・塗膜材 の検討 補修範囲の検討	・部分的な塗膜除去 と再塗膜 ・踏面の補正	B B
		建具 造作	襖絵・板戸絵の破損・汚損 引手周りの搔傷	襖絵・板戸絵の美術史的価値 と保存状態に関して専門家 による調査が必要	(調査結果に基づき 方法検討)	R
			雨戸戸車の不具合	軸部・建具の歪みとの関連調 査	・戸車の調整または 交換	A
			(1階西の間)下地窓の破損	補修範囲・方法・材料の検討	・破損個所の補修	A
(1階大広間)漆塗棚板の割損 (1階西の間)漆塗吊棚の歪み	(経過観察) (経過観察)		・棚板の補修 ・経過観察	B B		
設備 備品	(主玄関)照明・靴箱・傘立て の不足 解説・案内板・サインの不統一	備品の必要数・仕様・設置場 所の検討 庭園を含む統一的なデザイン の検討	・空間性に配慮した 備品整備 ・統一的なデザイン 計画	B B		
	上下水道設備の不具合 消防・防災設備の不足	上下水道設備の点検 必要設備の検討	・不具合を修繕 ・消防/防災設備の 設置	B A		
北土蔵	壁	(外部)なまこ壁の漆喰剥落	空調室外機からの排気が原 因であるため対策を検討(保 護壁の設置、排気用煙突の 設置、室外機移動等)	・排気の調整 ・破損個所の補修	A A	
南土蔵	壁	(外部)なまこ壁の亀裂	(経過観察)	・破損個所の補修	B	

*優先度の凡例は p.99 を参照のこと。

分類	名称	部位	破損状況・課題	検討事項・必要調査	整備案	優先度
保存対象建造物	茶室	基礎	(耐震強度が不十分)	(経過観察)	(公開活用方針に応じた検討)	R
		軸部	(耐震強度が不十分)	(経過観察)	(公開活用方針に応じた検討)	R
		屋根	瓦屋根の破損	屋根全体の点検・調査	・破損個所の補修	A
		軒回り	下屋庇の雨樋の欠失	雨樋全体の点検・調査	・破損個所の補修	A
		壁	土壁の雨染み・欠損・亀裂	補修範囲・方法・材料の検討	・破損個所の補修	B
		天井	天井板の雨染み	雨漏り要因(小屋裏等)の調査	・必要に応じて湯拭き等の処置	B
		床	縁側竹材の破損	(経過観察)	・破損個所の補修	B
		建具造作	建具・障子の汚損	(経過観察)	・破損個所の補修	C
		設備備品	防犯設備の不足	管理体制の拡充等ソフト面で対応できるかを検討	・防犯カメラ等の設置	B
			下水道設備の不具合	下水道設備の点検	・ソフト面での対応 ・必要に応じて設備の修繕	B
	四阿	屋根	屋根葺材(杉皮)、大棟・隅棟(竹)、箱棟妻壁(下見板)等の劣化 隣接する樹木によって屋根の一部が浸食されている	屋根の解体時に小屋裏の破損等が確認されれば、これらも修理の対象となる 隣接する樹木の状態や傾きに応じた対応を検討	・屋根の葺替	A
		軒裏天井	軒裏材(杉皮)・天井材(葦)の劣化	部分補修か全取替かを検討	・部分補修または全取替	B
		壁	外部腰壁(網代)の部分的な劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
		造作	腰掛の表面塗膜の剥がれ	塗膜材料の検討	・既存塗膜を除去し再塗膜	B
	待合	屋根	屋根葺材(桐板)の部分的な劣化	屋根全体の点検	・必要に応じて破損個所の補修	B
		軒裏天井	軒裏材・天井材(網代)の劣化	部分補修か全取替かを検討	・軒裏・天井材の部分補修	B
		壁	外部腰壁(開いた竹)の部分的な劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	B
		造作	腰掛座面・手摺の表面塗膜の剥がれ	塗膜材料の検討	・部分的な塗膜除去と再塗膜	B
	井戸屋形	軸部屋根	経年劣化	柱足元の発掘と部材の解体を行い、復元考察を行った上で整備方法を検討する必要がある	・発掘調査 ・復元考察 ・修景整備	A A A
	正門(表門)・塀	外部	経年劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
	中門・塀	外部	経年劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
	庭門	外部	経年劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
	茶庭門・塀	外部	経年劣化	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C

* 優先度の凡例は p.99 を参照のこと。

表 6-14 外構・管理施設の課題と整備案

分類	名称	部位	破損状況・課題	検討事項・必要調査	整備案	優先度
外構・管理施設	東側管理棟	全体	(とりわけ目立った破損はみられない)	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
	東門(通用門)	全体	(とりわけ目立った破損はみられない)	(経過観察)	・必要に応じて破損個所の補修	C
	境界塀	全体	地震時の転倒に備え安全性確保のため撤去・更新が必要	部分ごとに新規仕様を検討、境界塀全体と庭園との景観上の調和に配慮 必要に応じて基礎部の発掘調査を行い当初の仕様について復元考察	・ブロック塀全体の撤去 ・塀基礎部の発掘調査 ・他の仕様の境界塀の設置	A A A

*優先度の凡例は p.99 を参照のこと。

6-4. 案内・解説施設及び管理施設に関する計画

主に庭園及び建造物や齋藤家等の歴史や特徴を解説するための展示や看板と来館者を案内するための施設が案内・解説施設であり、来館者の侵入を防止する役割のあるものや物品販売など活用上のものが管理施設である。これらの施設は公開活用上設置するものであり、その設置場所や材料、大きさ等は庭園及び建造物の空間性や本質的価値に留意する必要がある。そのことから旧齋藤氏別邸庭園の価値を阻害せず、公開活用を促進するために次のように設置方針を定める。

(1) 案内・解説施設の設置方針

- ・庭園及び建造物の空間性や眺望を考慮し、情報と施設の集約、展示スペースの再編を行い、価値ある空間体験の提供と公開活用の促進をはかる。
- ・施設の設置、改修においては庭園、建造物の空間性と関係性を考慮した意匠、構造、材料や大きさとし、名勝庭園としてふさわしい空間と一体となった設えとする。
- ・公開活用の促進を図る観点から必要と考えられる施設については上記の方針により設置するが、本質的価値ではない付加構造物に当たるため、史料や歴史の解説、展示及び公開活用上不可欠な情報以外は可能な限りソフト面での対応を行う。

(2) 管理施設の設置方針

- ・施設の設置、改修においては各視点場の眺望景観や庭園、建造物の空間性と関係性を考慮した意匠、構造、工法、機能、材料、配置や大きさとし、名勝庭園としてふさわしい空間と一体となった設えとする。
- ・庭園文化の発信として関守石等の伝統的庭園施設を必要箇所に設置する。
- ・原則、手摺など規模が大きくなるものについては設置をしない。文化財保護を図る観点から必要と考えられる施設（ななこ垣や関守施設等）については上記の方針により設置する。
- ・安全や管理上の観点から必要と考えられる施設については上記の方針により設置するが、本質的価値ではない付加構造物に当たるため、可能な限りソフト面での対応を検討する。

① 空間特性ごとの設置方針

本庭園は砂丘地形により高低差が大きい、また池泉前や茶庭には水平に広がる芝庭があり、園路である飛び石は池泉際や沓脱石などにアクセスすることができる。このように庭園には様々な空間特性が存在するため、前項の管理施設の設置方針により、各特性に応じた具体的な管理施設の設置方針を定める。

表 6-15 空間特性に応じた管理施設の設置方針

箇所		方針
庭園	階段部(段差)	急傾斜箇所における転落等の危険性が考えられるため、高さのある侵入防止施設を設置する。庭園景観との調和を考慮し、素材を選定し簡素な形状とする。
	飛石部(平場)	広がりのある空間や視点場からの眺望を阻害しないよう、低い施設を設置する。
	沓脱石部	沓脱石箇所は重要な視点場であることが多いため、眺望を阻害しないよう、低い施設を設置する。
建造物	主屋	近代和風建築の空間性を考慮し、眺望景観や材料、色彩、大きさ、高さ等に配慮した、「庭屋一如」の空間に配慮した施設とする。

② 伝統的庭園施設の検討

管理施設の設置方針にある伝統的庭園施設の設置について検討を行う。関守石などの庭園に伝統的に設置されてきた施設は簡素な意匠で庭園の景観との調和が図れるよう配慮されている。しかし、外国人や庭園文化を知らない人たちにとっては理解しづらく、用途が伝わらないこともある。そのため、空間特性に応じた管理施設の方針に留意しつつ、他の施設との併用が管理としての機能と庭園文化の発信にとって総合的に有効であると考えられる。これらのイメージ図を図 6-16 に示す。



写真 6-10 デザインされた管理施設



写真 6-11 デザインされた案内板 (仙巖園、尚古集成館) 1



写真 6-12 デザインされた案内板 (仙巖園、尚古集成館) 2

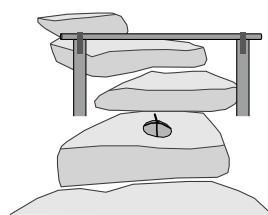


写真 6-13 簡素な樹木名板 1



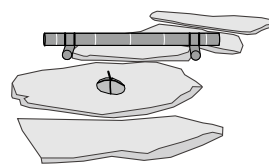
写真 6-14 簡素な樹木名板 2

階段部 (段差)



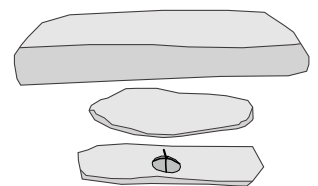
関守石 + 関守竹 (高)

飛石部 (平場)



関守石 + 関守竹 (低)

沓脱石部



関守石

図 6-16 庭園内侵入防止施設イメージ図

6-5. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 庭園に関する調査

① 記録調査

待合前の竜安寺垣など劣化が著しく、早急に対応が必要な本質的価値を構成する諸要素について、記録調査を行う。対象となる工作物の更新はこの記録調査終了後に実施する。

② 排水処理調査

園内にみられる排水不良の課題において、特にオンサイト処理を実施する箇所を対象に、数種類の手法を比較・分析し、排水処理能力を調査する。

③ 池の水質調査

夏期にアオコが発生し水質が低下する状況が確認されている。また、滝口付近では泡が発生し景観上好ましくない場合がある。ろ過装置、浄化設備の設置の検討を実施し、庭園の眺望や遺構保護などの観点から機械設備の導入が困難な場合は、据え置き型の浄化施設や水生植物による水質悪化を低減する方法が考えられる。適切な規模や方法で水質の改善を行うために詳細な水質の調査を行うことが望ましい。

④ 設備系統調査

庭園の設備系統については平成21年度実施の調査にて給排水、循環、電気設備及び桧の位置やルートがある程度把握されている。しかし、現在課題になっている蹲踞の排水や桧の機能については再度、可能な調査を実施し情報を更新する必要がある。

⑤ 発掘調査

中庭の埋没した飛び石や円石状の高まり、主庭の雪見灯籠背後から流れを渡る園路動線や四阿前の当初動線については平成25年度に簡易な試掘調査を実施している。その内、四阿前の当初動線については、明確な痕跡が確認できなかったため保留となっている。再度詳細な発掘調査を実施し当初動線の明確な情報を得ることが必要である。また、発見された地下遺構に対しては万全の保護の措置を図り、表層を整備する。

⑥ 収容力調査

第5章「公開・活用計画」で検討した旧齋藤氏別邸庭園の収容力について、本整備事業において、より正確な実地データを収集し、それをもとに収容力の研究を進め、本庭園の保存と活用の方法について、継続して検討していく材料とする。また、全国の名勝庭園でも同様の事例が確認されるため、文化財庭園の今後の活用方法を考えるうえでの貴重な資料として報告書にまとめる。

(2) 建造物に関する調査

① 破損調査

本計画策定に先立ち、各建造物の劣化・破損状況を把握するための簡易的な調査は行ったが、整備事業にあたっては、より詳細な破損調査を実施する。特に小屋裏や床下といった隠れた部分については、部分的な解体も必要である。雨染み等が認められる箇所に関しては、雨漏りの可能性について入念に調べる。また、軸部の沈下・傾斜に関する継続的な計測も行う。

② 屋根調査

主屋及び茶室の屋根に関しては、前回の整備工事の内容も勘案して全体を調査し、必要な整備内容を検討する。また、四阿及び待合の屋根の葺替えを行う際、併せて屋根の部材の状態を確認し、必要に応じて整備の対象とする。

③ 建具調査

主屋と茶室の室内に建て込まれた板戸絵と襖絵に関しては、それらの美術工芸品としての価値付けのための調査とともに、保存状態に関する調査、温湿度や日射、風量等の環境に関する調査も必要である。季節ごとの温湿度変化も把握することが望ましい。また、建て付けに不具合がある建具に関しても、要因を明らかにし、必要な整備内容を検討する。

④ 排水調査

既設の雨樋や雨落ち、排水溝の状態について点検し、詰まりや設置不良がないかを調査する。建造物の周囲に限らず、排水経路や集水桝、排水施設の末端処理に関しても、庭園と併せて系統的に整備する。

(3) 史料調査

新潟大学名誉教授富澤信明氏が「大正九年 西大畑別荘 建物及庭園築造関係綴」と「大正六年 建築材料其他價格調」という史料を所有しており、一部閲覧を許された内容については「保存活用計画」に記載されている。富澤史料は、書かれている人物や会社、またそれらの齋藤家との関係等、本庭園と建造物（主屋）の築造過程を知るうえで非常に重要なものであるため、今後も継続して調査を行っていく。

6-6. 管理・運営に関する計画

(1) 管理計画

平成25年(2013)3月発行の『旧齋藤氏別邸庭園保存管理・整備基本計画報告書』に記載の各整備において通常管理で対応する項目を参考に、整備工事とは別に通常管理で各課題に対処していくものを抜粋した。具体的な方策は第6章6-2.「庭園修復に関する計画」にて述べている。

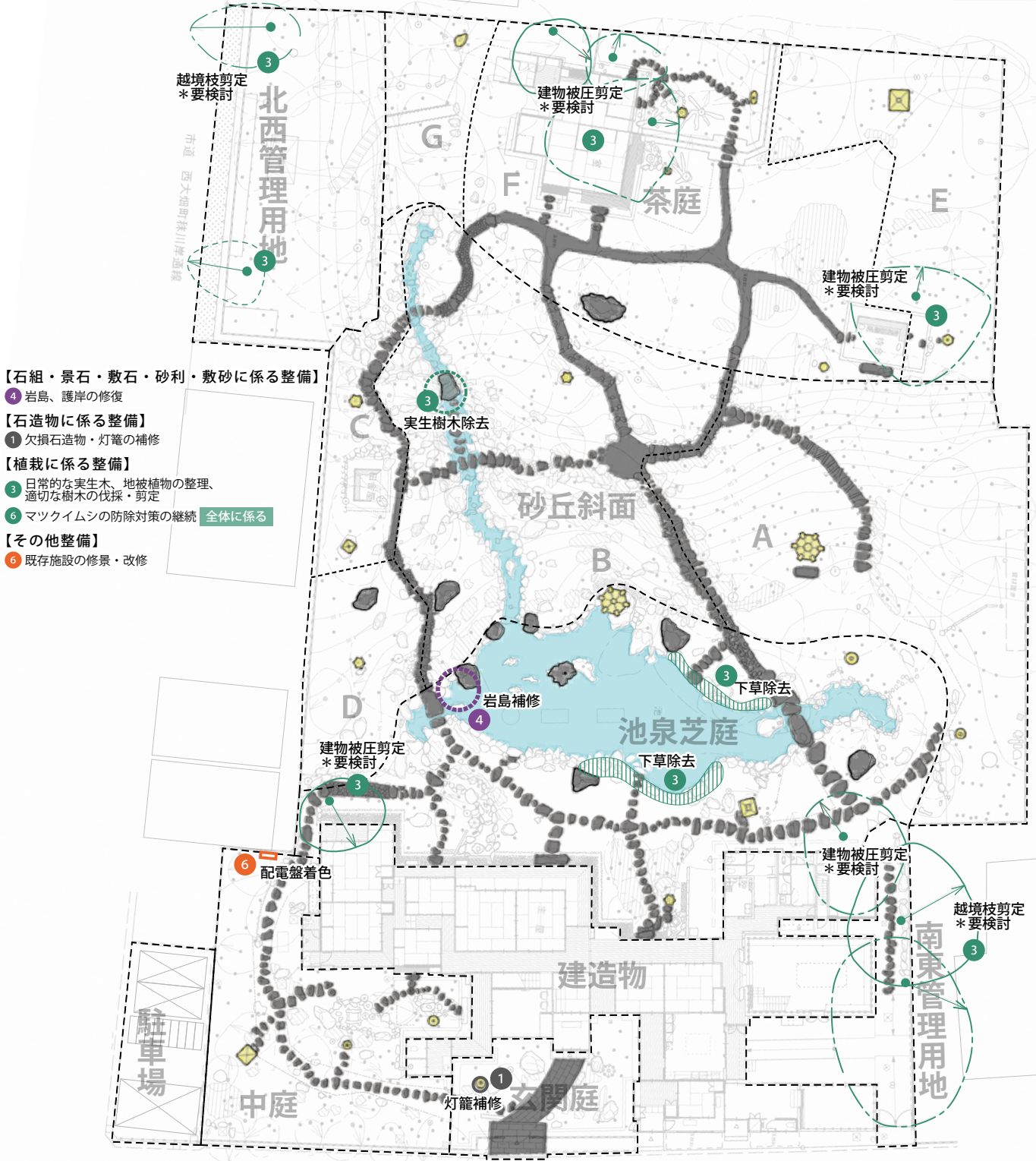
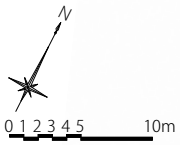
他の整備や検討が必要な項目などに留意して行うこととする。

表6-16 通常管理で行う項目

区分	整備内容	庭園区分						駐車場	適用項目
		玄関庭	中庭	主庭	茶庭	南東管理用地	北西管理用地		
石組・景石・敷石・砂利・敷砂	岩島、護岸の修復			●					岩島の対応 (護岸修復は整備工事)
石造物等	欠損石造物・灯籠の補修	●							銅製灯籠の笠の葺手の接着
植栽	実生木、地被植物の整理、適切な樹木の伐採・剪定	●	●	●	●	●	●		滝石組の隙間に着生する実生木の除去、後継木に配慮した日常的な樹木管理
	マツクイムシの防除対策の継続	●	●	●	●				日常的なマツクイムシの防除対策、経過観察
その他	既存施設の修景・改修		●	●					中庭における設備ボックスの修景、主庭における露出設備管の修景

(2) 管理マニュアルの作成

旧齋藤氏別邸庭園の樹木環境は庭園の眺望や空間形成に大きく関係するため、適切に管理し自然主義を基調とした近代性が表現されている庭園空間を維持することが望まれる。そのため、本質的価値を構成する主要要素である樹木や景石において、外観や形態、各視点場等からの眺望を適切に保存・継承するための管理マニュアルを作成する。建造物の管理については、「保存活用計画」により実施することとする。



- 【石組・景石・敷石・砂利・敷砂に係る整備】
 - ④ 岩島、護岸の修復
- 【石造物に係る整備】
 - ① 欠損石造物・灯笼の補修
- 【植栽に係る整備】
 - ③ 日常的な実生木、地被植物の整理、適切な樹木の伐採・剪定
 - ⑥ マツクイムシの防除対策の継続 全体に係る
- 【その他整備】
 - ⑥ 既存施設の修景・改修

図面1-05-05 取組

図 6-17 管理対応箇所図

6-7. 事業計画

これまでの各計画の内、特に庭園修復に関する計画及び建造物修理に関する計画で示されている短期計画を中心に事業のスケジュールを検討する。詳細な事業内容は、調査の必要性や整備の優先度、公開活用の状況を総合的に考慮しつつ検討する。また、詳細な事業計画については、作成後も予算や調査の結果に応じて、その都度見直し、修正することとする。

表 6-17 事業スケジュール

項目	2018年			2019年	2020年	2021年	2022年
整備基本計画策定							
基本設計 (庭園・建造物)							
実施設計(建造物)							
実施設計(庭園)							
設計監理 (庭園・建造物)							
マツクイムシ対策		→経過観察 長期的な処置					
整備工事 (庭園・建造物)							
整備工事報告書作成							
整備検討委員会	8/10	10/15	12/14				